

令和 8 年度 整備主任者研修資料

【地 方 教 材】



国土交通省

東北運輸局 山形運輸支局

目 次

＜令和 8 年度整備主任者法令研修資料＞

- ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！ 1
- ・ 後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！ 3
- ・ 日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意 5
- ・ 自動車整備士資格制度の改正概要 8
- ・ O B D 検査の運用状況 1 2
- ・ 大型車の車輪脱落事故防止について 2 0
- ・ 「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」
の一部改正について 3 9
- ・ 指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び一般
乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について . . 4 5
- ・ 点検又は整備料金に関する遵守事項について 5 4
- ・ 令和 7 年度 指定整備事業者の処分状況一覧表 5 5
- ・ 令和 7 年度 特定整備事業者の処分状況一覧表 5 5
- ・ 不正車検を行った自動車整備事業者の認証及び指定の取消処分 5 6
- ・ 自動車技術総合機構からのお知らせ 5 8
- ・ 軽自動車検査協会からのお知らせ 7 7
- ・ タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ 7 8
- ・ 補修用エアバッグ部品の使用に関する注意喚起について 8 0

・ 山形県自動車税納税状況 Web 確認システム	8 3
・ 放置違反金を滞納した場合の車検拒否について	8 4
・ 電子車検証の注意事項について	8 5
・ ロードインデックス表&計算例	8 7
・ 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	8 9
・ 認証 届出様式・添付書類一覧表	9 0

令和 8 年 1 月 9 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、高齢者等によるペダル踏み間違いによる事故を防止するため、ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国連基準の策定を主導するとともに、国内基準の強化を図っています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、停止状態だけでなく、クリープ走行時※もペダル踏み間違いを検知して急加速を抑制することを求める性能要件の強化などを含む国連基準の改正が合意されたことを受け、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

※オートマチック車がブレーキを離れた際にゆっくり前に進む状態

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

（1）「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の性能要件の強化及び義務付け対象車種の拡大

	改正後	改正前
① 義務付け対象車種の拡大	乗用車（※1） <u>貨物自動車（※2）</u>	乗用車（※1）
② 検知対象の障害物の追加	車両・壁・ <u>歩行者</u>	車両・壁
③ 急加速を抑制するための要件追加	停止状態・ <u>クリープ走行状態</u> からの急加速抑制	停止状態からの急加速抑制

<適用時期>

新型車：令和 12 年 9 月

継続生産車：令和 14 年 9 月

※1 乗車定員 10 人未満のオートマチック車に限る。

※2 車両総重量 3.5 t 以下のオートマチック車に限る。

（2）その他の改正

「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 1 月 9 日

施 行：令和 8 年 1 月 11 日（一部、同年 3 月 31 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、池端

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国際基準(R175-01)の概要 国土交通省

- 令和4年、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、日本の提案により、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の検討を開始し、令和6年11月の国際基準成立を受け、令和7年6月に国内基準（保安基準）を改正・公布。
- この度、更なる安全対策のため、クリープ走行時の要件の追加や対象車種の拡大する等の改正提案がWP.29で合意されたことから、令和8年1月に国内基準を改正・公布。

主な要件

※赤字は、今回の改正により追加される部分

○ 急加速抑制に関する要件

障害物（車両、壁、歩行者）の手前1.0m及び1.5mで、以下の状態からアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、①又は②のいずれかであること【停止状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること

【クリープ走行状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 衝突時点又はそれより前に、加速を抑制すること

○ ドライバーへの警報に関する要件

- ・ 視覚警報が必須 等

○ 機能の解除条件に関する要件

- ・ 解除中のドライバーへの表示
- ・ 機能の復帰条件 等

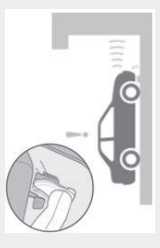
対象車種

運転者がクワッチ操作を必要としない { 乗用車（乗車定員10人未満）
貨物車（車両総重量3.5t以下）

適用日

新型車 令和12年9月 / 継続生産車 令和14年9月

＜装置の作動イメージ＞



＜試験法の概要＞

：フルストロークまでアクセルを踏み込む



令和 8 年 6 月 4 日
物流・自動車局車両基準・国際課
物流・自動車局審査・リコール課

後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）の国際基準の改正に伴い、自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影して後退の意図を周囲に示す「車両後退表示投影装置」に関する要件を、道路運送車両の保安基準等に盛り込みました。

本装置の普及により、車両の後退を歩行者等に分かりやすく伝えることが可能となり、車両と歩行者等の事故の未然防止が期待されます。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）について、自動車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。（保安基準第40条の2関係）

対象車種：自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）



2. 公布・施行

公 布：令和8年6月4日

施 行：令和8年6月4日（一部、令和9年4月1日）

＜問合せ先＞

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、佐野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

- 新たに車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）の国際基準の改正が国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において採択され、自動車に車両後退表示投影装置の装備が可能となるよう道路運送車両の保安基準等を改正する。
- 本装置により、車両と歩行者等との事故の未然防止が期待できる。

対象車種

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

主な要件

作動条件	後退灯の点灯時
色・形状等	白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット（図1参照）
投影可能な範囲	自動車後方の路面の一定範囲（図2参照）
光度	路面に照射する光の光度は12,000 cd以下 ただし、雨天時には、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000 cd以下に低減

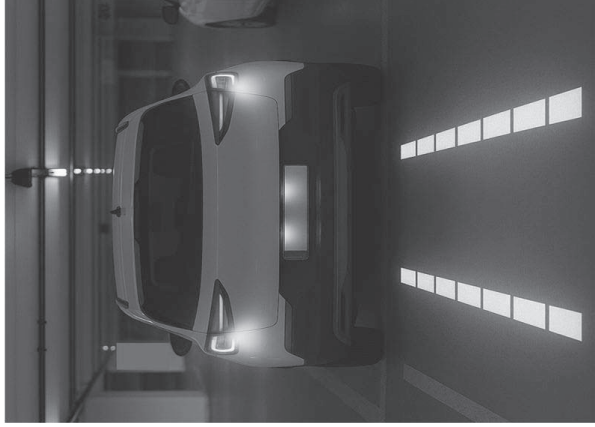


図1 色・形状のイメージ

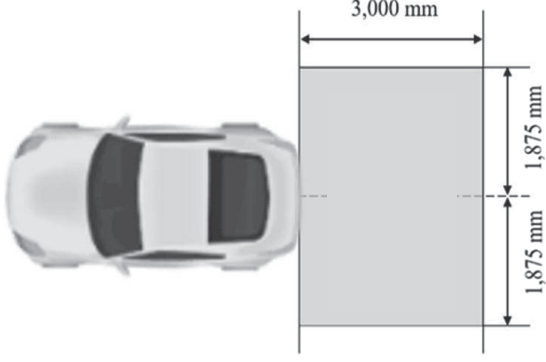


図2 投影可能な範囲

令和 8 年 6 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意

～安全な自動運転車の開発が加速～

- 令和 8 年 6 月 23 日から 26 日に、スイス・ジュネーブにおいて、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29*）が開催され、レベル 4 を含む自動運転システムに関する国際基準が合意されました。
- WP.29 傘下の専門家会議において、日本が共同議長として議論をリードし、世界で初めて策定された基準であり、これにより、我が国の自動車メーカーが安全な自動運転車を効率的に開発できるようになることが期待されます。

* WP.29 は、自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画

1. 今回合意された国際基準の概要

- （1）対象車両： レベル 3，4 を含む自動運転システムを備えた自動車
- （2）具体的な要件
 - ① 車両の安全性： 交通ルールの遵守や衝突回避、不具合発生時の安全な停止等
 - ② 製造事業者の組織体制： 安全を確保するための組織体制、社内プロセス等
 - ③ モニタリング・不具合の改善： 自動運転車のモニタリングを通じた不具合の特定・改善等
- （3）発効時期： 令和 9 年 1 月頃

2. 国際基準の策定経緯

令和 2 年、高速道路等でのレベル 3 の国際基準が合意されましたが、一般道を含むより多くの道路環境や、レベル 4 などのより高度な自動運転車の国際基準は策定されていませんでした。このため、日本が米国、欧州等とともに WP.29 傘下の専門家会議の共同議長を務めて議論を主導し、今般、新たな国際基準として合意されました。

【参考資料】

- （別添 1）自動運転システムの国際基準概要
- （別添 2）WP.29 の概要



WP.29 における議論の様子

※副議長を務める猶野車両基準・国際課長

【問い合わせ先】

物流・自動車局 車両基準・国際課 島野、山中

代表：03-5253-8111（内線：42523、42524）、直通：03-5253-8604

レベル3、4自動運転に関する国際基準

別添1

- レベル3、4自動運転に関する国際基準について、2026年6月のWP.29で合意。(2027年1月頃発効見込み)
- 日本が提唱した「有能で注意深い人間のドライバーと同等以上の安全性」確保が前提。
- 製造事業者は、当局に対して事前に①車面の安全性、②組織体制の説明を行い、安全要件への適合性が確認され、市場に投入された後も継続的な③モニタリング・不具合の改善が必要。

製造前の安全確保		市場投入後の安全確保	
製造事業者	①車面の安全性	②組織体制	③モニタリング・不具合の改善
	   	交通状況に応じた挙動 ● 交通ルールの順守、衝突回避 ● 不具合発生時等の安全な停止 乗員への情報提供、誤操作防止 作動状態の記録、サイバーセキュリティの確保	安全管理システム (SMS) 自動運転車の安全を確保するための組織体制やプロセスを明確化 セーフティケース 安全性を「主張、論証、証拠」に沿って構造的に整理 シミュレーション環境、試験路、実交通環境を整備
安全性の審査		報告内容の分析・評価	
当局			

自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)の概要

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

傘下に六つの専門分科会を有し技術的、専門的検討を行う

3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

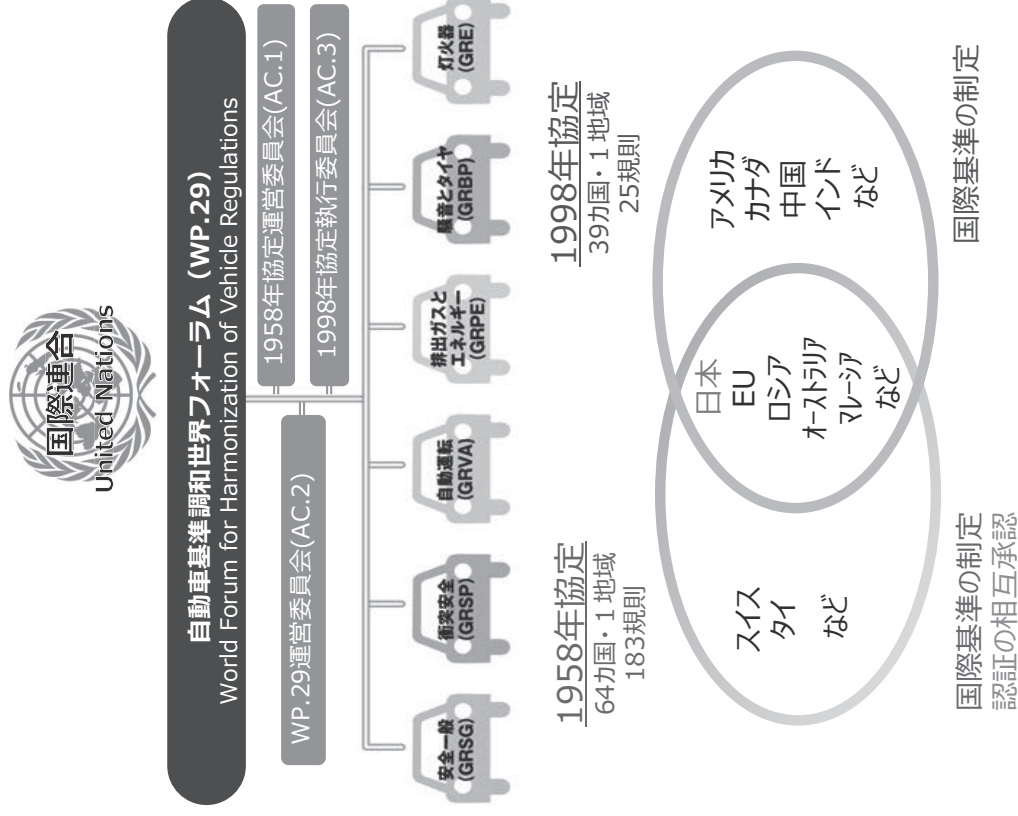
欧州各国、1 地域 (EU) に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、インド、韓国等 (日本は1977年から継続的に参加) 及び非政府機関(*)

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行う

- ・「国連の車両等の型式認定相互承認協定 (略称) 」
(1958年協定)
- ・「国連の車両等の世界技術規則協定 (略称) 」
(1998年協定)

(*) 国際自動車工業会 (OICA)、国際二輪自動車工業会 (IMMA)、国際標準化機構 (ISO)、欧州自動車部品工業会 (CLEPA)、自動車技術会 (SAE) 等



自動車整備士資格制度の改正概要

➤ 自動ブレーキなど自動車技術の高度化・進展に対応する自動車整備士資格とするため電子制御の内容を含む資格とするなどの見直しを行った。

改正前		改正後	
	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)	一級	一級自動車整備士 (総合) (※)
	一級小型自動車整備士 (※)		一級自動車整備士 (二輪)
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	二級	二級自動車整備士 (総合) (※)
	二級ジーゼル自動車整備士		二級自動車整備士 (二輪)
	二級自動車シャシ整備士	三級	三級自動車整備士 (総合)
	二級二輪自動車整備士		三級自動車整備士 (二輪)
	三級自動車シャシ整備士		
三級	三級自動車ガソリン・エンジン整備士	特殊	自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		自動車車体・電子制御装置整備士 (※)
	三級二輪自動車整備士		自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士		
	自動車車体整備士		
	自動車タイヤ整備士		

【整備士の種類の統廃合について】

電動車等の普及を踏まえた場合、燃料や装置の種類による分類がなくなることや、特定整備制度上の役割において各整備士資格の種類が明確になっていなかったことから、整備士の種類を統廃合する。

スケジュール

- ◆ 令和4年5月 制度改正
- ✓ 令和6年4月 養成施設における三級整備士の新課程開始
- ✓ 令和7年4月 養成施設における二級整備士の新課程開始
- ・ 令和9年3月 新試験開始
(二級整備士、三級整備士、特殊整備士)
- ✓ 令和9年4月 養成施設における一級整備士の新課程開始
- ・ 令和10年3月 新試験開始 (一級整備士)

※変更があった場合、30日以内に提出する変更届の提出が必要

その他見直し概要

➤ 電気・電子系学科卒者の受験に必要な実務経験期間の短縮
⇒ 機械系学科卒者と同様とすることで資格取得者の増加が見込まれる

➤ 受験に必要な実務経験の柔軟な運用
⇒ 実務経験の解釈を変更することにより、無資格者等が短期間で受験可能となる
(例：4月1日から実務を行った場合、当該年度末の三級整備士の試験が受験可能)

➤ 一級整備士の口述試験を廃止
⇒ 一級整備士の受験機会の増加

自動車整備業における
人材不足解消にも期待

※自動車検査員の要件見直しについては、継続検討事項としている。

- 車種や燃料の種類により細分化していた種類を統合し、自動車整備士（総合）とする
- 二輪自動車は、必要な知識・技能が異なるため、自動車整備士（二輪）とする
- 特殊整備士は電子制御の内容を含む資格とするため、名称をそれぞれ変更する

	改正前の種類	改正後の種類	改正前との比較
一級	①一級大型自動車整備士(※)	一級自動車整備士(総合)(※)	①+②+③
	②一級小型自動車整備士(※)		
	③一級二輪自動車整備士		
二級	④二級ガソリン自動車整備士	二級自動車整備士(総合)(※)	④+⑤+⑥+⑦+電子制御装置整備
	⑤二級ジーゼル自動車整備士		
	⑥二級自動車シャシ整備士		
	⑦二級二輪自動車整備士		
	⑧三級自動車シャシ整備士		
三級	⑨三級自動車 ガソリン・エンジン整備士	三級自動車整備士(総合)	⑧+⑨+⑩+⑪
	⑩三級自動車 ジーゼル・エンジン整備士		
	⑪三級二輪自動車整備士		
	⑫自動車タイヤ整備士		
特殊	⑬自動車電気装置整備士	自動車電気・電子制御装置整備士(※)	⑬+電子制御装置整備
	⑭自動車車体整備士	自動車車体・電子制御装置整備士(※)	⑭+電子制御装置整備

(※電子制御の内容を含む資格)

– 11 –

資料4

OBD検査の運用状況

1. 用語の定義

「OBD検査」	特定DTC照会アプリの「OBD検査モード」による判定。「OBD確認モード」による判定は含まない。
「検査台数」	OBD検査を実施して、OBD検査用サーバにて合否判定を実施した台数。同一車両に複数回実施した場合であっても、1台としてカウントする。
「不適合なし」	OBD検査の結果、不適合判定がなかったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、1回も不適合判定がなかったものの台数。（「※例」参照。）
「不適合あり」	OBD検査の結果、不適合判定があったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、最終の合否に関わらず1回でも不適合判定があったものの台数。（「※例」参照。）
「排出ガス系不適合」	OBD検査不適合のうち、道路運送車両法第41条第1項第12号の発散防止装置（排ガス系）に関するもの。 電圧不足 : OBDが正常に機能するために必要な電圧が確保されていない 警告灯信号 : 警告灯を点灯させる信号が出力されている レディネスなし : レディネスコードが1つも記録されていない 通信不成立 : 発散防止装置のECUとの通信が不成立 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている
「安全系不適合」	OBD検査不適合のうち、排ガス系不適合以外のもの。 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている

※例：同一車両で複数回OBD検査を実施した場合

適合 → (整備) → 適合	...	「検査台数」×1台	「不適合なし」×1台
不適合 → (整備) → 不適合	...	「検査台数」×1台	「検査あり」×1台
不適合 → (整備) → 不適合	...	「検査台数」×1台	「検査あり」×1台

2. データ収集の対象

- (1) (独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会
... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」を集計
- (2) 指定自動車整備工場(指定工場)
... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」及び「不適合要因」を集計

OBD検査の対象型式、対象台数、検査台数

1. OBD検査対象型式

1,517型式（4月末時点） 詳細は【参考資料1】参照

2. OBD検査対象台数

約690万台（5月末時点）
（内訳）登録自動車：4,732,842台、軽自動車：2,162,796台

3. OBD検査実績

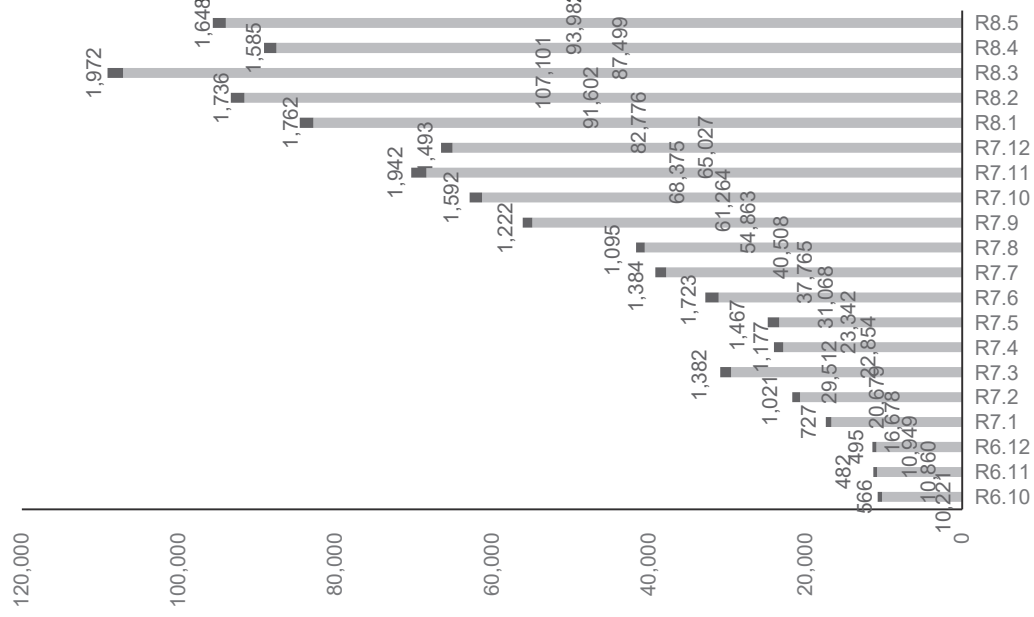
1,147,513台（令和6年10月1日～令和8年5月31日）

検査実施主体	計	検査台数		不適合あり率 (%)
		不適合なし	不適合あり	
指定自動車整備工場	993,396	966,925	26,471	2.7
(独)自動車技術総合機構	81,282	77,428	3,854	4.7
軽自動車検査協会	72,835	70,871	1,964	2.7
計	1,147,513	1,115,224	32,289	2.8

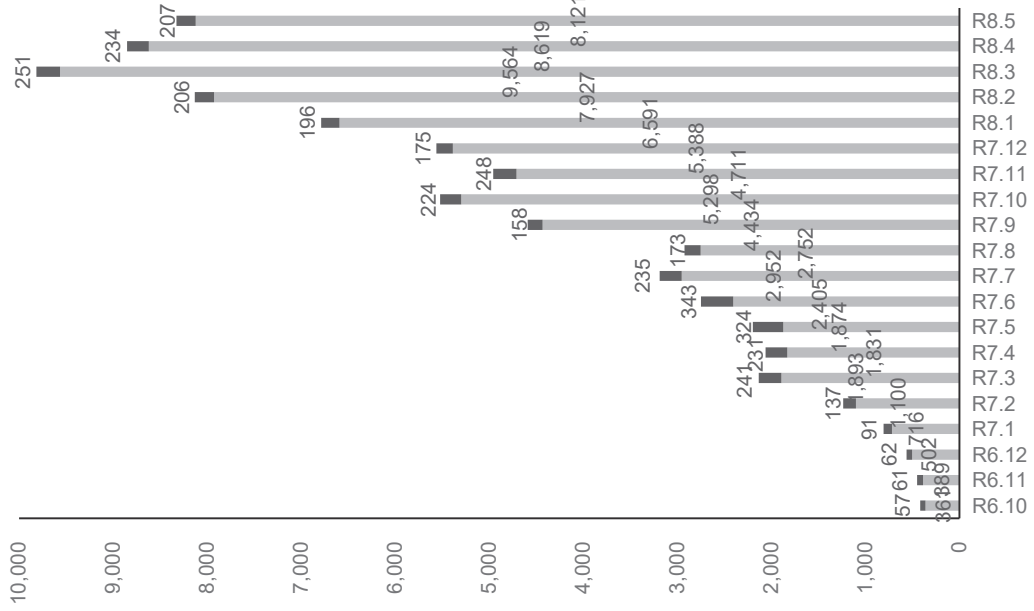
OBD検査台数の推移(月間)

■ 不適合なし ■ 不適合あり

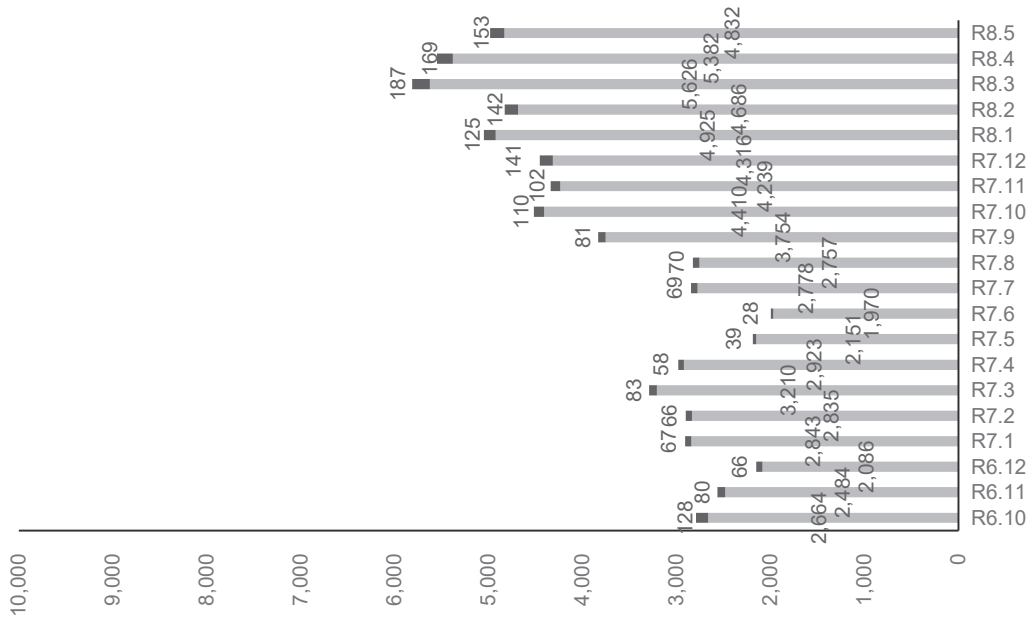
指定自動車整備工場



(独)自動車技術総合機構



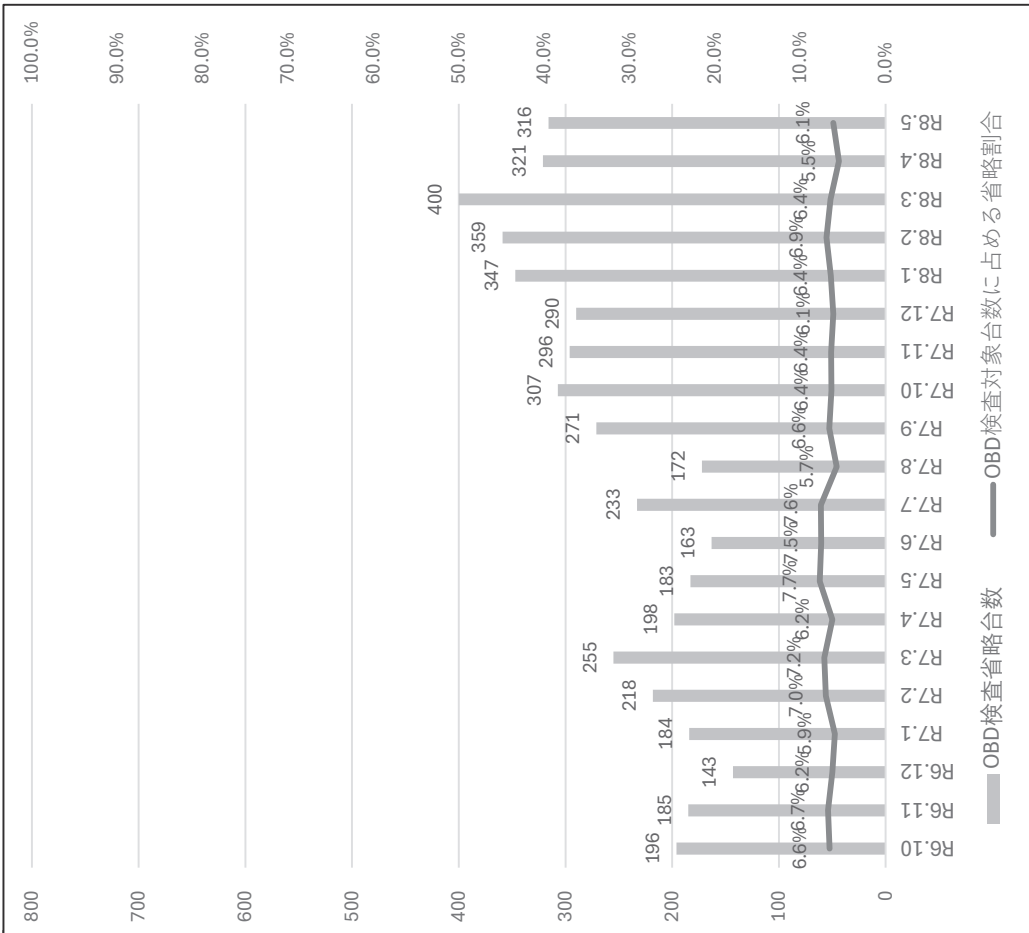
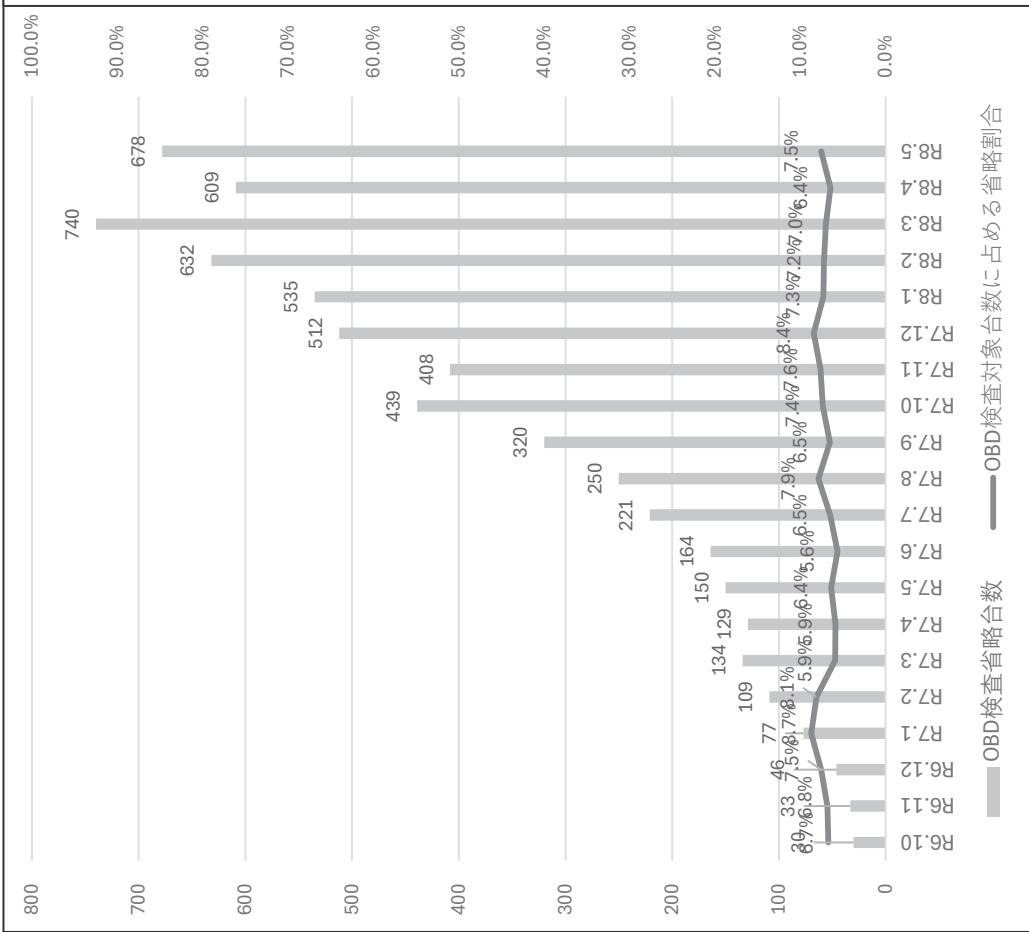
軽自動車検査協会



OBD検査省略台数の推移(月間)

(独)自動車技術総合機構

軽自動車検査協会



指定自動車整備工場における主な不適合要因

不 適 合 台 数

	前四半期 (R8.1.1～R8.3.31)	今期 (R8.4.1～R8.5.31)	参考:令和7年度 (R7.4.1～R8.3.31)
排出ガス系不適合			
電圧不足	537 (0.2%)	243 (0.1%)	1,204 (0.2%)
警告灯信号	66 (0.0%)	36 (0.0%)	133 (0.0%)
レディネスコードなし	2,166 (0.8%)	1,297 (0.7%)	6,267 (0.9%)
通信不成立	1,940 (0.7%)	1,233 (0.7%)	5,451 (0.8%)
特定DTC	68 (0.0%)	37 (0.0%)	140 (0.0%)
安全系不適合			
特定DTC	2,550 (0.9%)	1,541 (0.8%)	10,629 (1.5%)

※括弧内はOBD実施検査台数に対する各不適合要因の割合を示す。(小数点第2位を四捨五入)

- 注1 各期間における累積値である。
注2 整備工場のOBD検査結果は「OBD検査結果参照システム」のためのデータベースを使用し不適合要因を集計可能である一方、(独)自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会のOBD検査結果は、これに存在しないため、現状、同様の集計はできない。
注3 同一の車両で複数の不適合箇所があったものは、それぞれ1台とカウントしているため、「3. OBD検査実績」の「不適合あり」の台数とは一致しない。

(補足)

- 排出ガス系の不適合要因のうち「警告灯信号」及び「特定DTC」以外のものはOBD検査の準備が適切に整っていなかったことが原因であった可能性がある。(即ち、正しい方法で再実施した場合には適合したものと考えられる)

電圧不足

バッテリー機能が低下した状態で、エンジンを始動せず実施した可能性など

レディネスコードなし

DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施した可能性など

通信不成立

VCIの差し込み不足又はECUの電源異常の可能性など
- 安全系の不適合については、整備の過程において記録された特定DTCが、整備後に消去されないまま検出された可能性がある。

モニタリングの評価(令和6年10月1日～令和8年5月31日)

(総論) 引き続き、重大な問題は発生しておらず、順調に運用されている。

OBD検査台数

- OBD検査実施台数は引き続き増加傾向にあり、ついに100万台を突破。
(参考:累計実施台数 115万台(内訳:登録車 77.2万台、軽自動車 37.4万台))
- 令和7年10月からOBD検査が開始された輸入車は、国産車と比較して特筆すべき傾向は見られていない。
(参考:累計実施台数 4.3千台)

不適合

- 令和8年4月1日～5月31日のOBD検査「不適合あり」の台数の割合は1.8%であった。
(参考: 令和8年1月1日～令和8年3月31日 1.9%)
- 排出ガス系の不適合については、「レディネスコードなし」(1,297台)、「通信不成立」(1,233台)が引き続き散見されているが、OBD検査全体に対する不適合の割合は、引き続き1%未満かつ減少傾向にある。
 - ・ 「レディネスコードなし」の推定原因としては、DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施したことが考えられる。
 - レディネスコードの記録に所定の時間がかかる車種について、自動車メーカーより周知済み。
 - ・ 「通信不成立」の推定原因としては、検査準備のミス(VCIの差し込みが不十分、原動機を始動していない等)、車両情報の誤入力(燃料の種類を誤入力(例:EVを誤って「ガソリン」と入力)等)が考えられる。
 - 整備事業者等から報告された課題をもとに、システムのミスを防止できるものについて順次対処。
- 安全系の不適合(1,541台)については、制動装置関係や各センサ・システムとの通信異常・途絶などが引き続き検出されているが、OBD検査台数に対する割合は減少傾向となっている。

(参考) 検査コースでのOBD検査省略

検査コースでの省略

5日間有効

- 認証工場が受検前に『OBD確認』で **適合** を確認してきた受検車両は、
原則、検査コースでのOBD検査を省略します。
※検査職員が省略すべきでないとは判断する場合があります。

- 省略の可否は、OBD検査用サーバが保存されている記録から **自動判定** し、
検査担当者に伝えます。



省略がされないケース

※替え玉受検の防止等が目的



よって、OBD確認で適合だったことを証明する何かを持参する必要があります。

一定の抜き取り率でOBD検査用サーバが『検査が必要』と自動判定したものは、省略しません

※次のものは、OBD検査用サーバが『OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査必要』と自動判定するため、省略なりません。



- ・読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ディスプレイコードの基準が適用される車両のディスプレイコードが完了していない場合
- ・使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

特に、使用したスキャンツールが認定されたバージョンがしっかり確認してください。

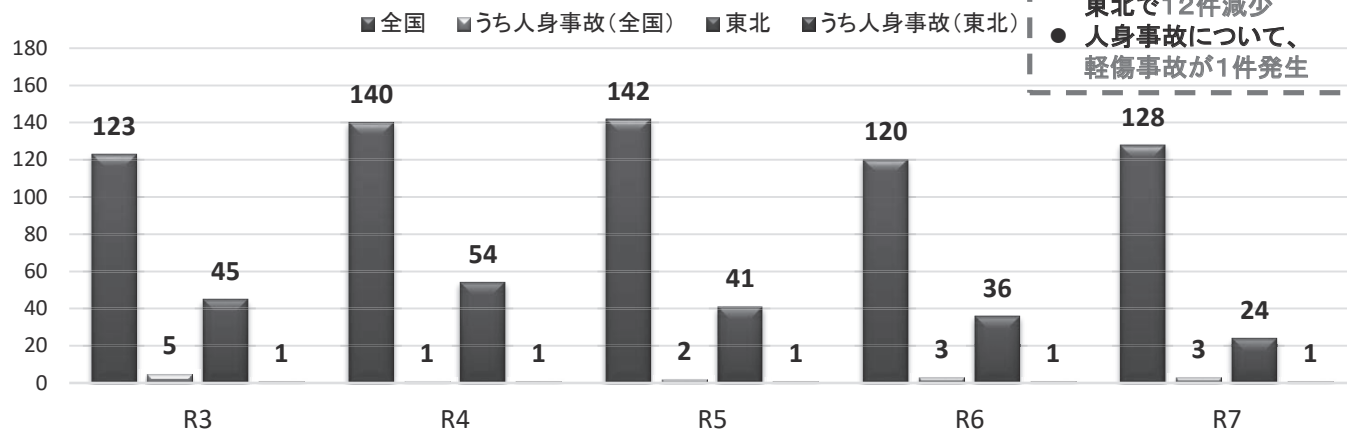
大型車の車輪脱落事故防止について

令和 8 年 9 月
東北運輸局自動車技術安全部

- ① 令和 7 年度東北管内車輪脱落
事故発生状況（確定値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場への
ヒアリングによる実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・
保守管理作業解説動画

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

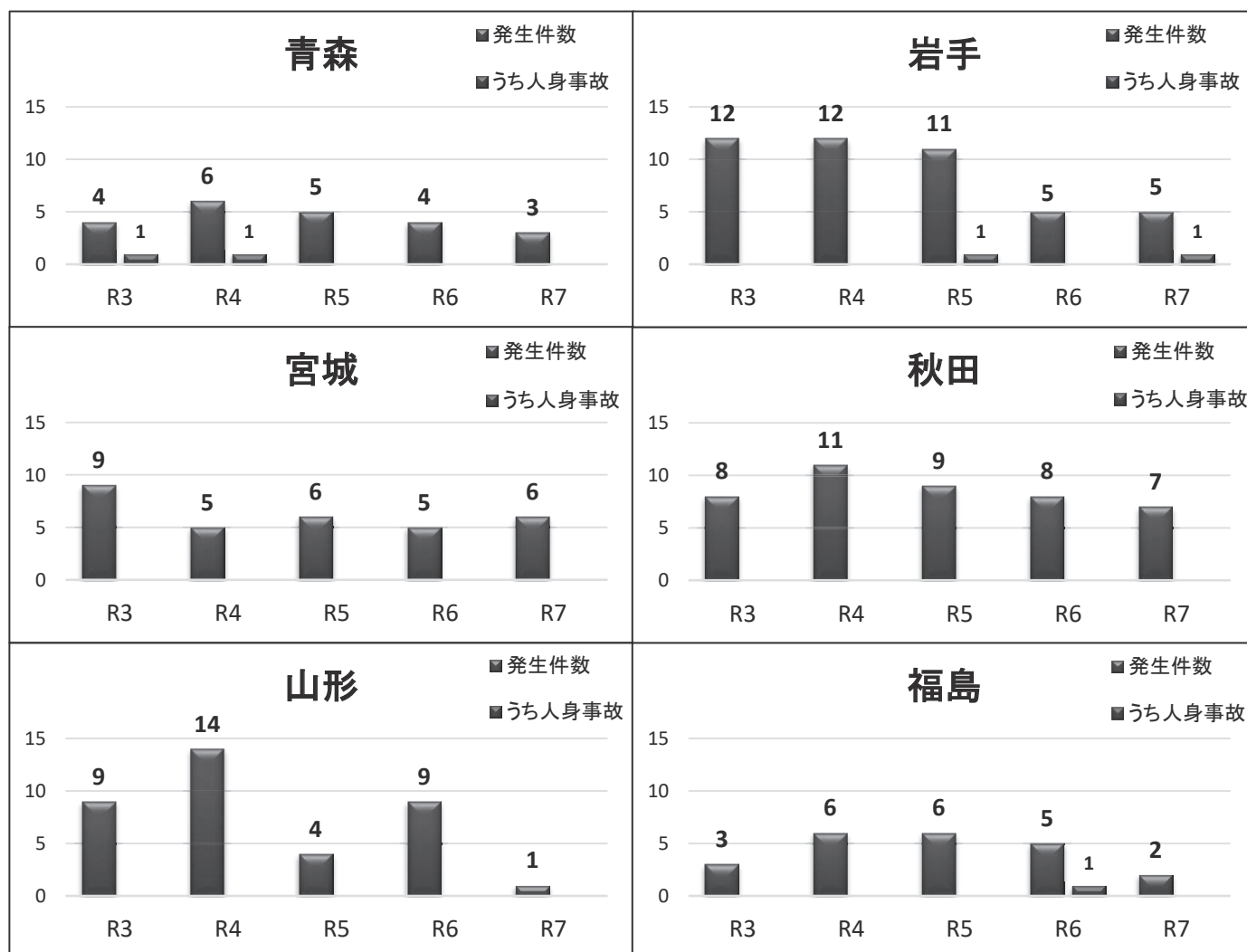
大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



- 事故件数は、対前年度東北で12件減少
- 人身事故について、軽傷事故が1件発生

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数

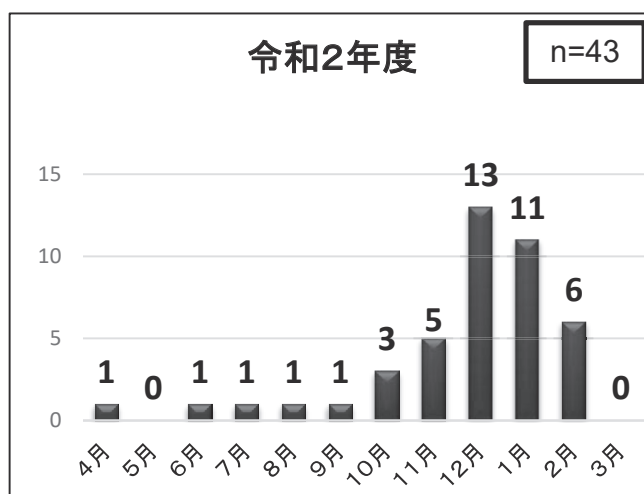
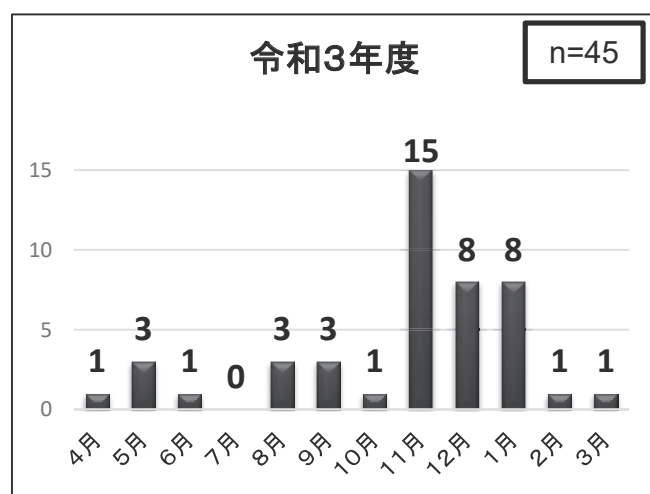
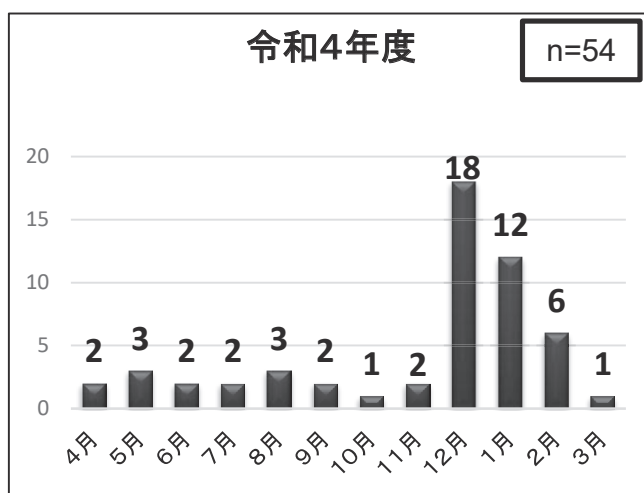
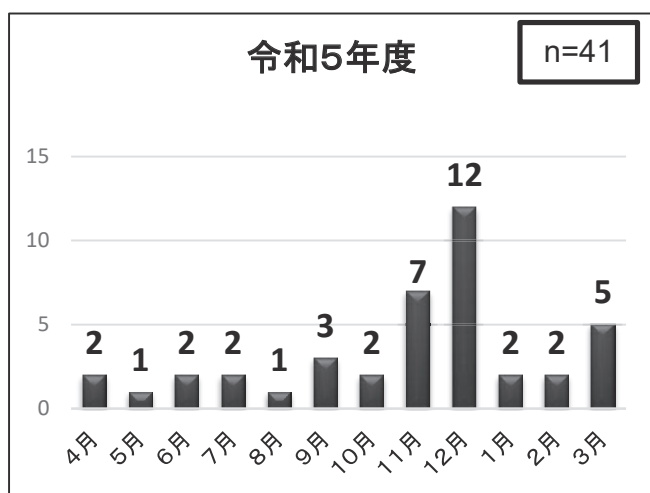
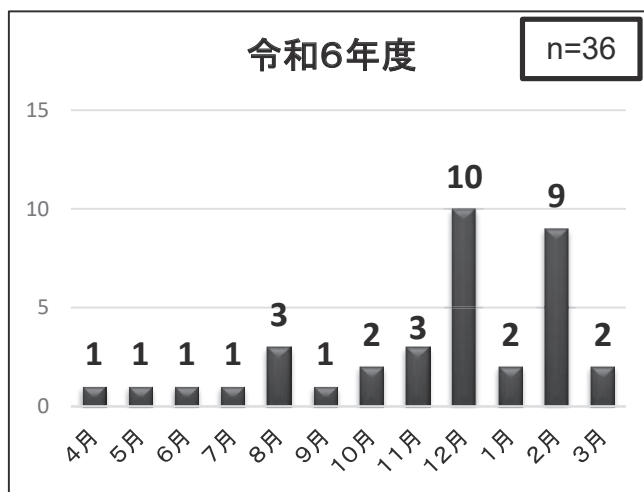
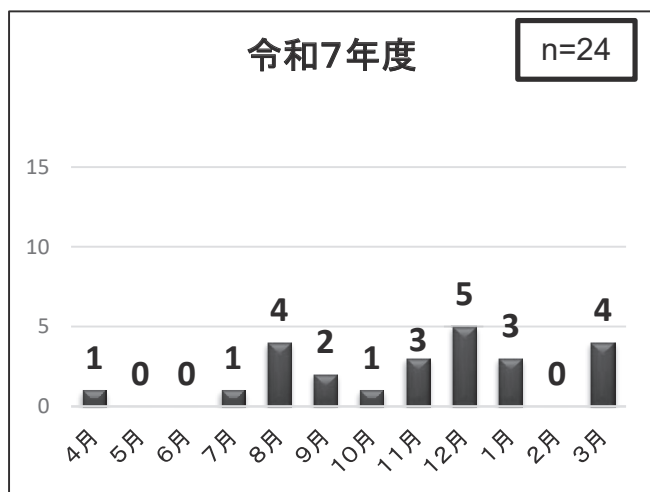


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

東北管内月別車輪脱落事故発生件数（令和2年度～令和7年度）

- 冬タイヤへの交換作業が集中する11月以降に多く発生する傾向が見られる



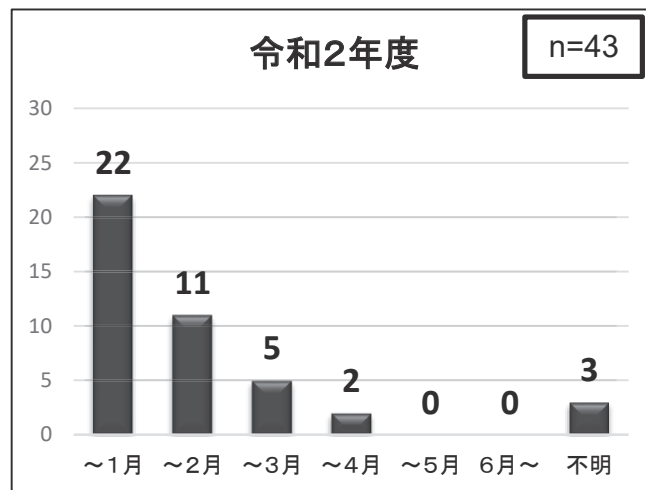
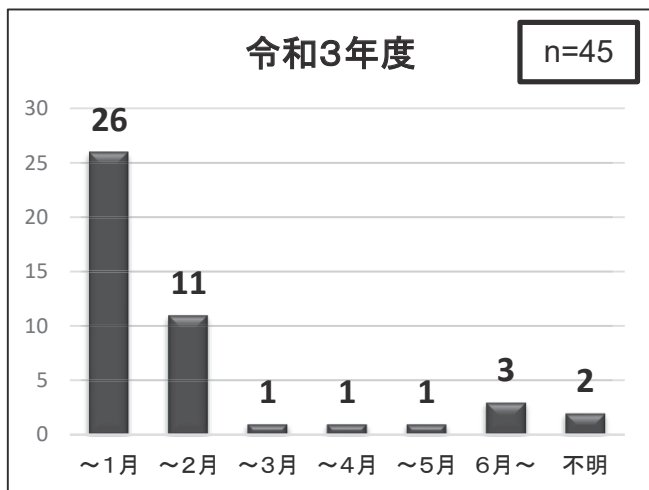
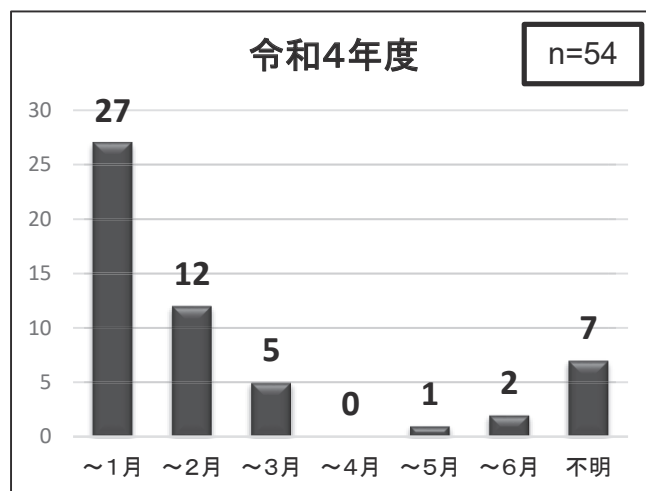
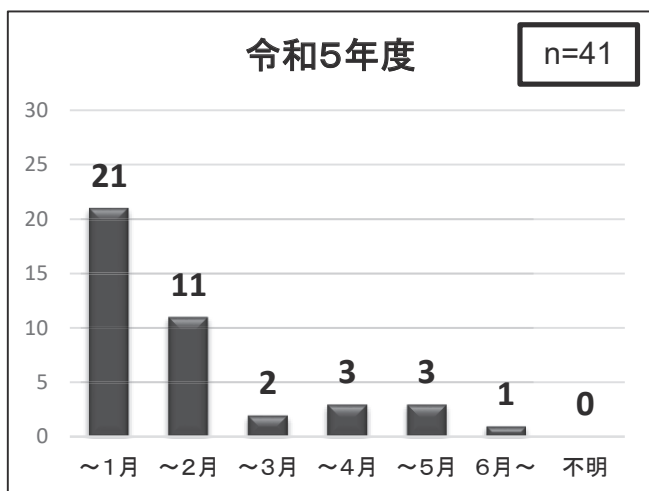
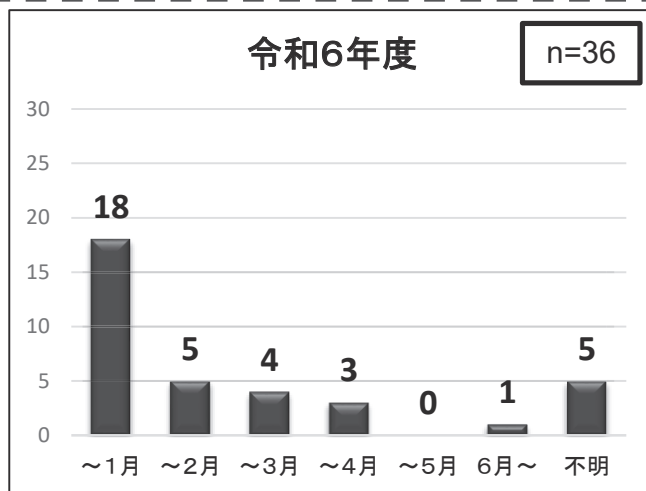
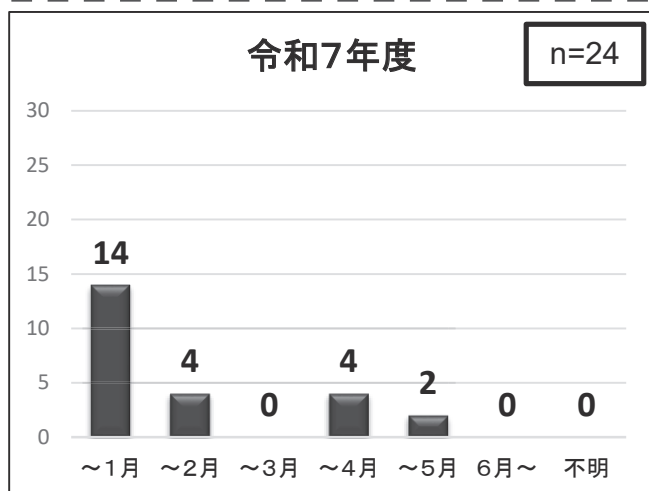
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

（令和2年度～令和7年度）

- 脱落事故の発生車両については、車輪脱着作業から1ヶ月以内に多く発生している傾向が見られる



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別発生件数
(大型バス・大型トラック)

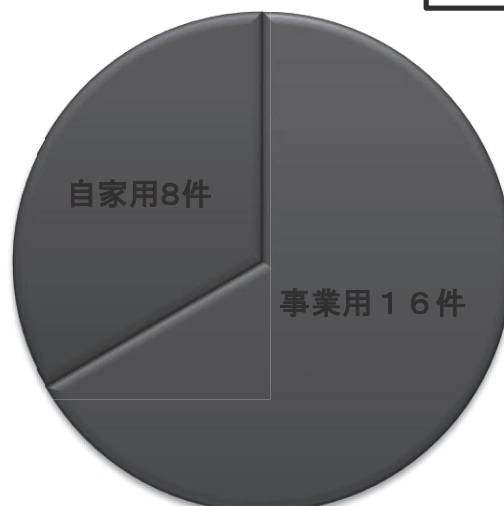
n=24



- ・ 全て大型トラックで発生している大型バスは0件

事業用・自家用別発生件数

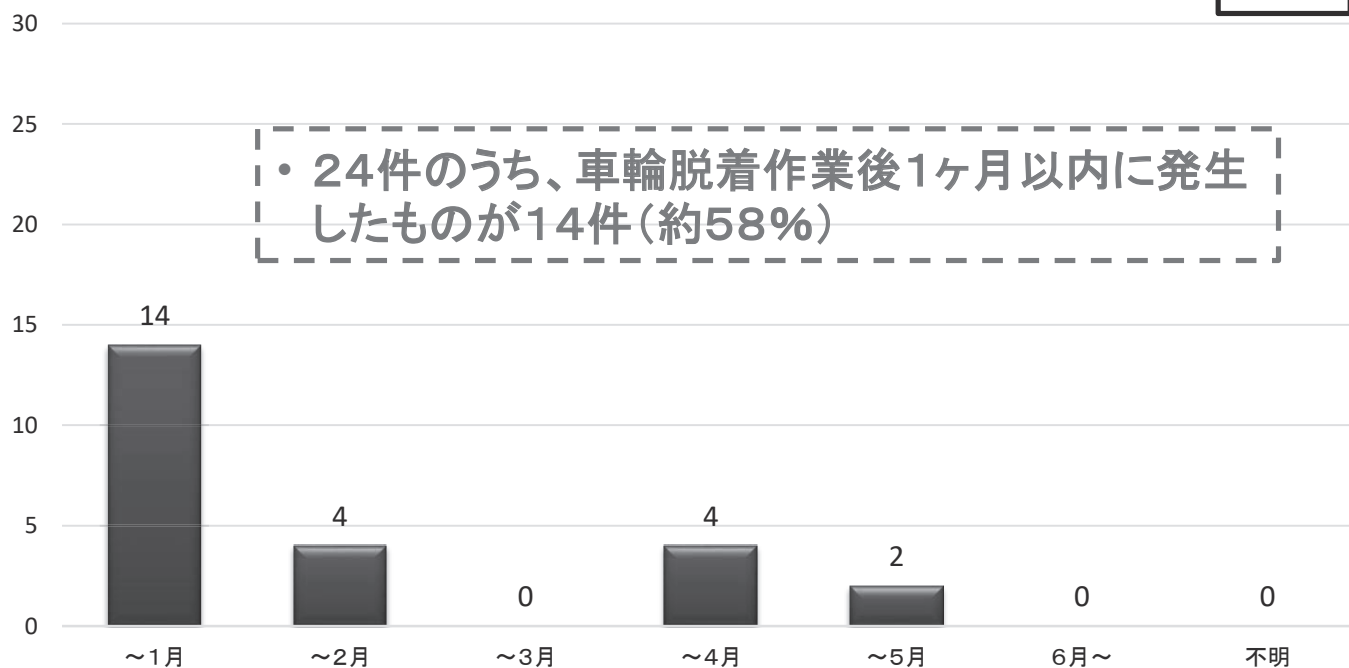
n=24



- ・ 前年度から事業用が9件減少

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

n=24



- ・ 24件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが14件(約58%)

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

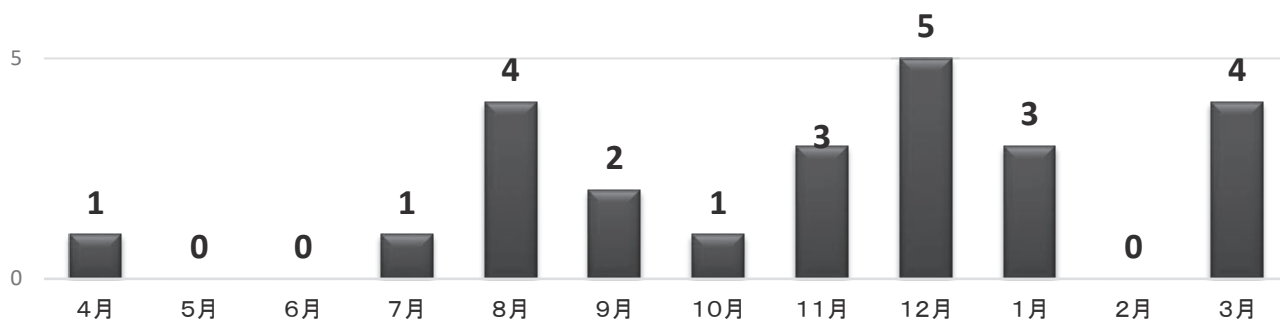
月別車輪脱落事故発生件数

n=24

15

- ・ 24件のうち、11月～3月までの冬季期間中に15件（約63%）発生している

10



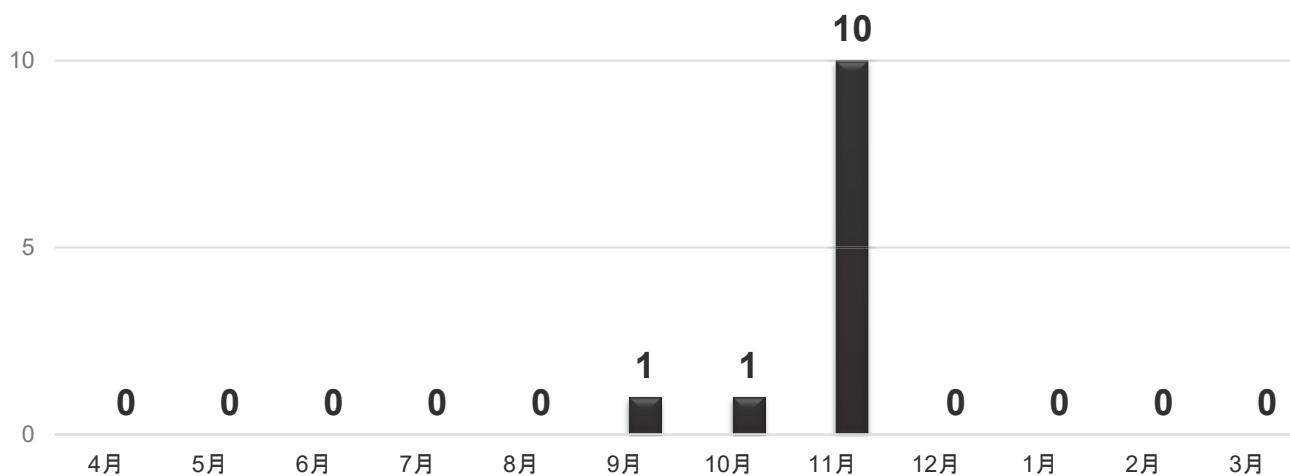
月別タイヤ交換実施件数 （タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの）

n=12

15

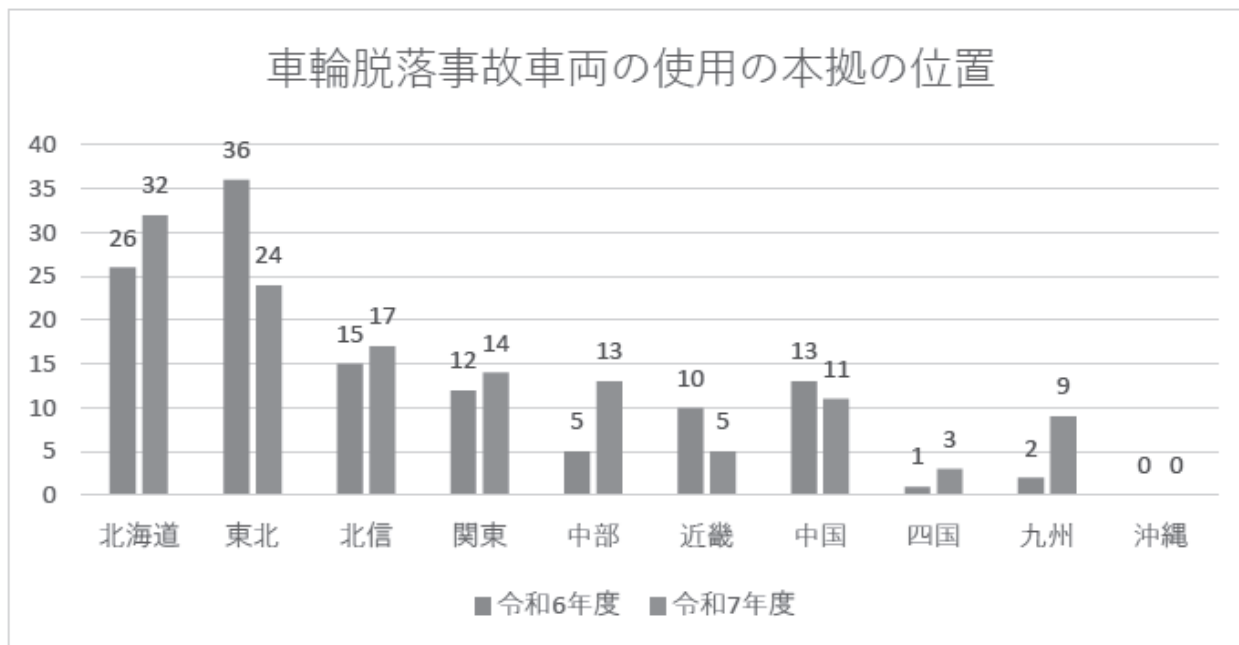
- ・ タイヤ交換作業が集中する11月に実施した車両の件数が10件（約83%）
- ・ 交換作業ピークの11月に集中

10

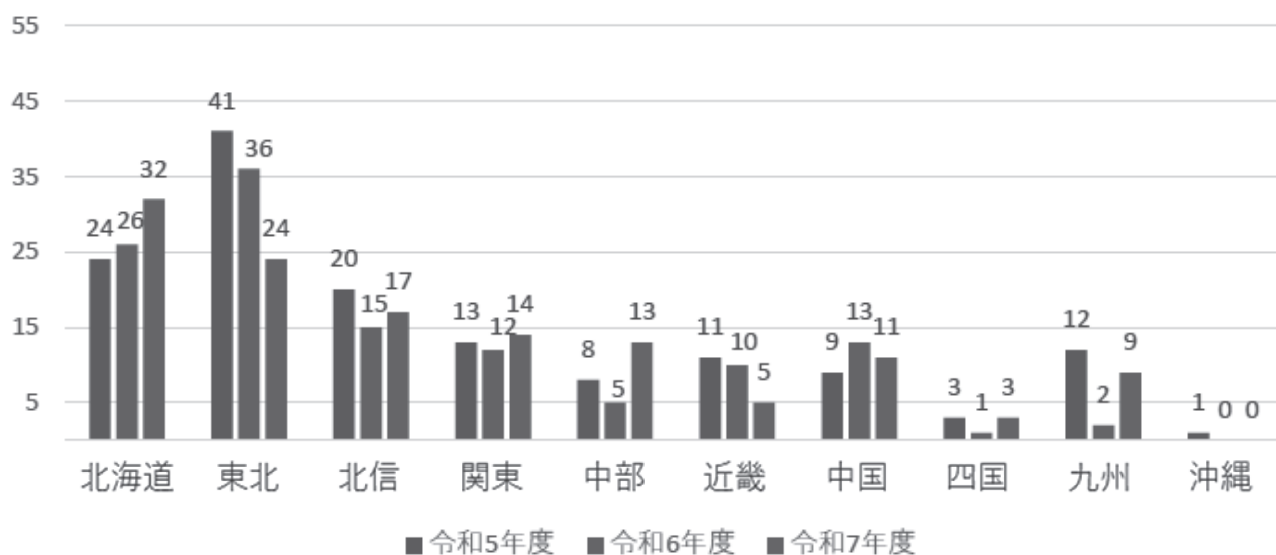


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）



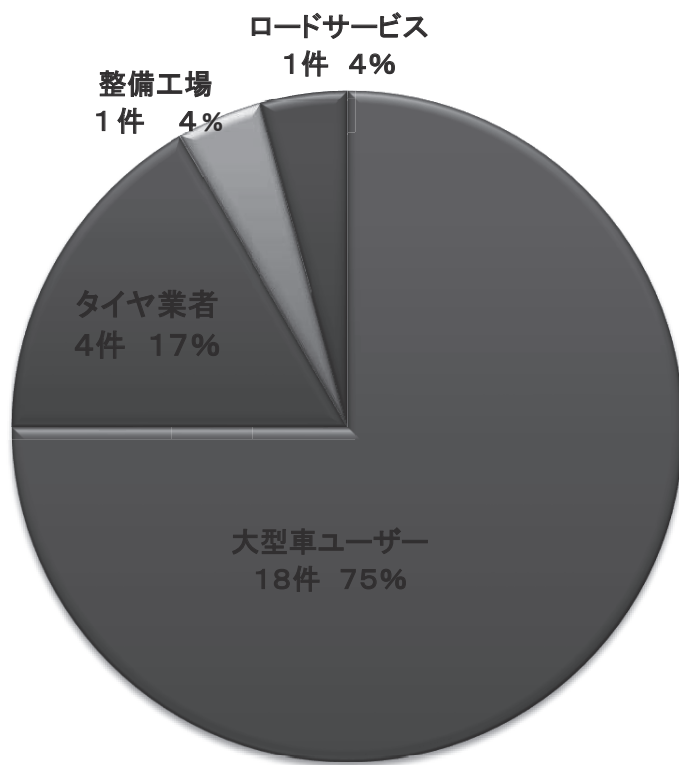
過去3年間の使用の本拠の位置別推移



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

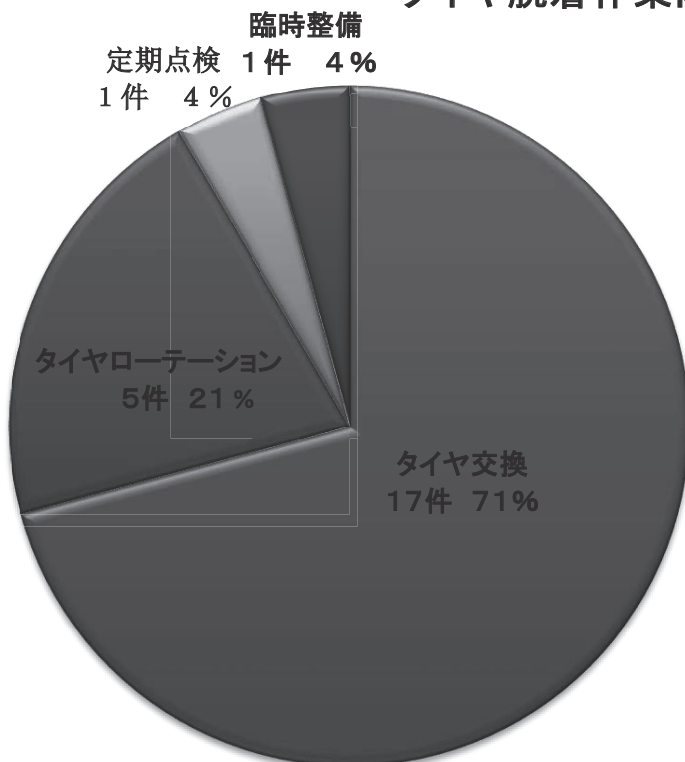
①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

タイヤ脱着作業実施者別



・ 大型車ユーザーの交換による
ものが約75%を占める傾向

タイヤ脱着作業内容別発生件数



・ タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

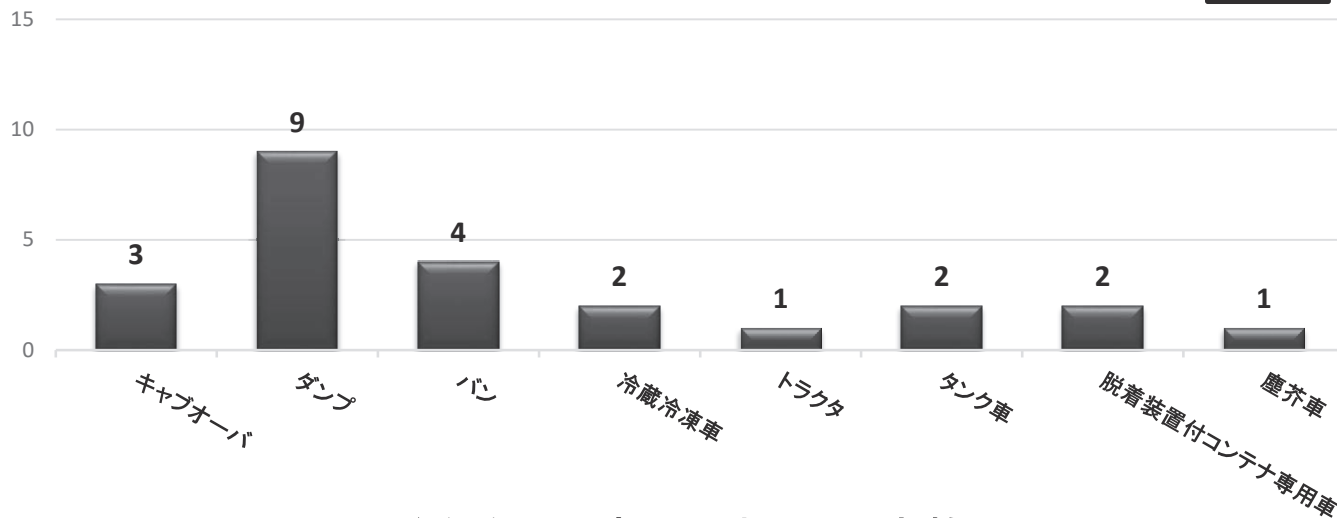
- タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・パンクや摩耗したタイヤの交換など
- タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

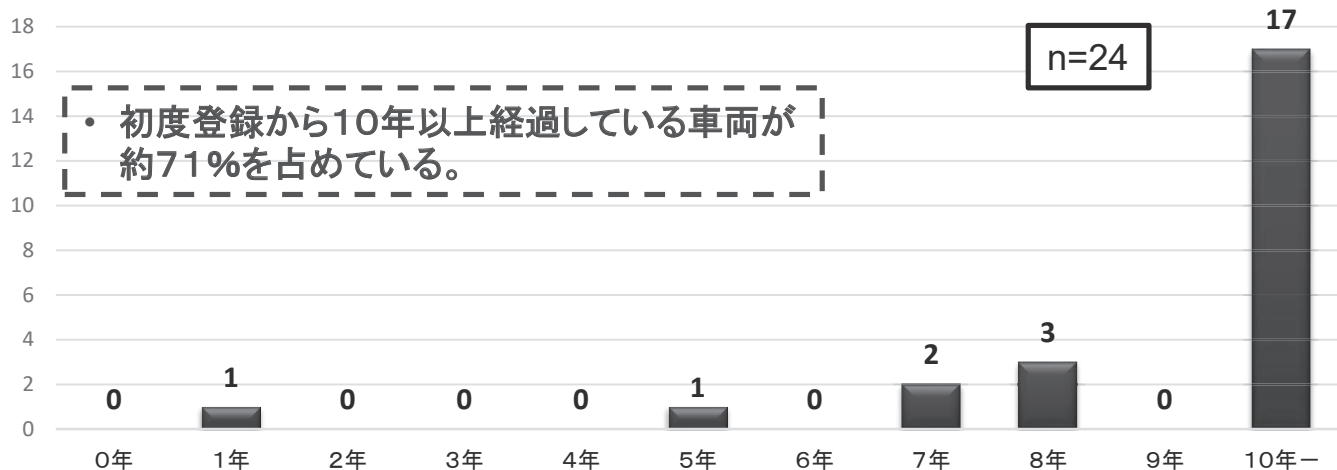
①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

車体の形状別発生件数

n=24



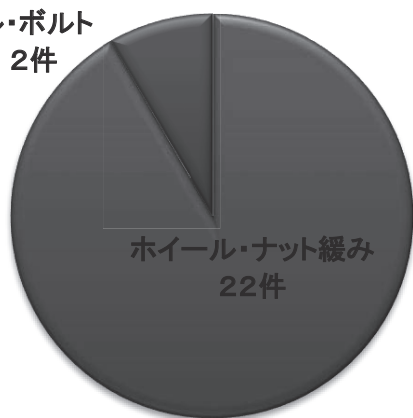
登録年から事故発生までの車齢



タイヤ脱落時の原因

n=24

ホイール・ボルト
折損 2件

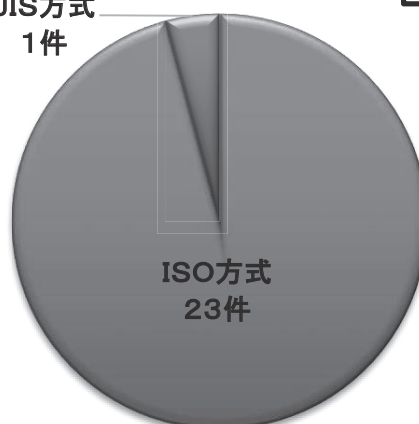


・ 大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=24

JIS方式
1件

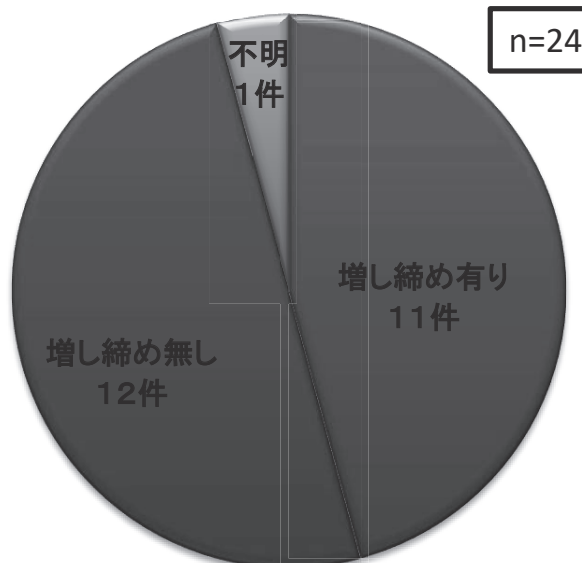


・ 大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」11件について、脱落の主な推測要因

- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆や汚れ

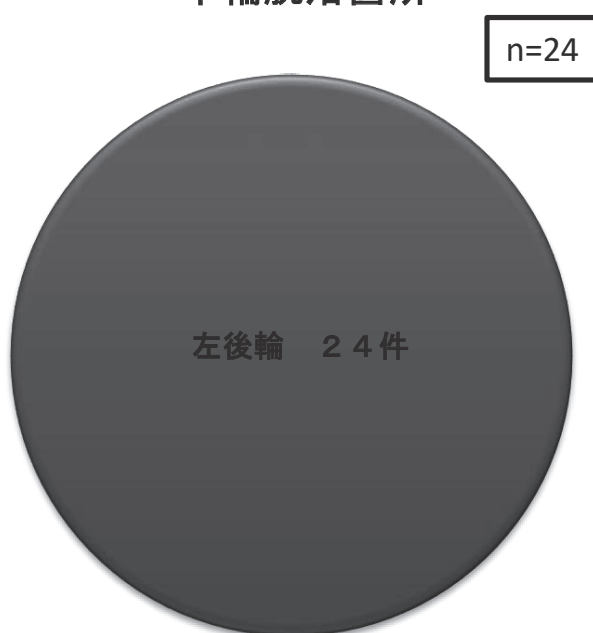
◆「増し締め有り」11件について

- ・ 大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が3件発生している。
- ・ いずれも車齢7年以上経過しており、車齢10年以上経過している車両が9件で約82%を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等活用

車輪脱落箇所



左後輪の脱落割合が高いことの推測

- 左後輪が多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

東北運輸局では、令和7年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め等の周知方法等のヒアリングを管内計70事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締めの周知方法

- ・点検整備記録簿への記載
- ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布
- ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明

- ・説明している
- ・説明していない

□ 増し締め作業の依頼状況

- ・依頼有り
- ・依頼無し

□ 増し締め入庫の促進

- ・している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等)
- ・していない

□ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況

- ・入庫あり(約 割程度)
- ・入庫無し

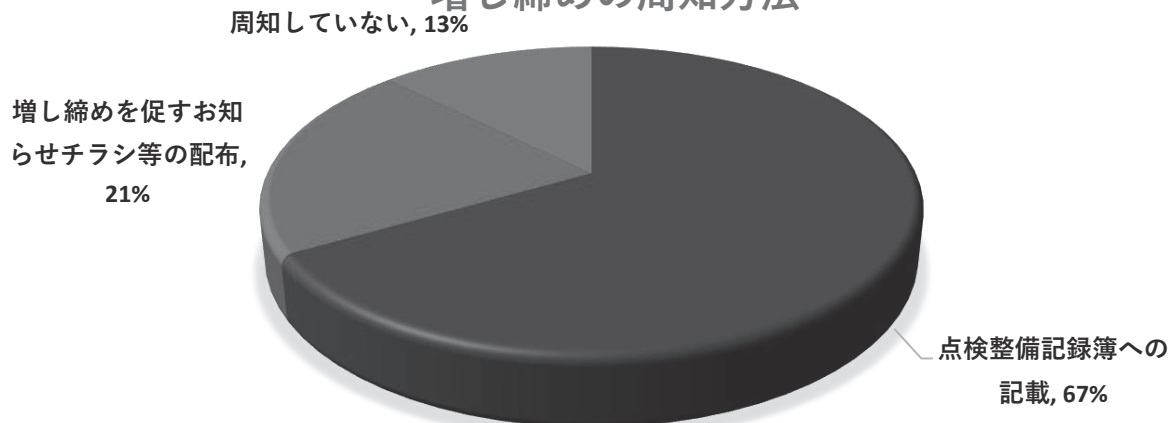
□ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況

- ・実施している
- ・一部実施していない
- ・実施していない

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

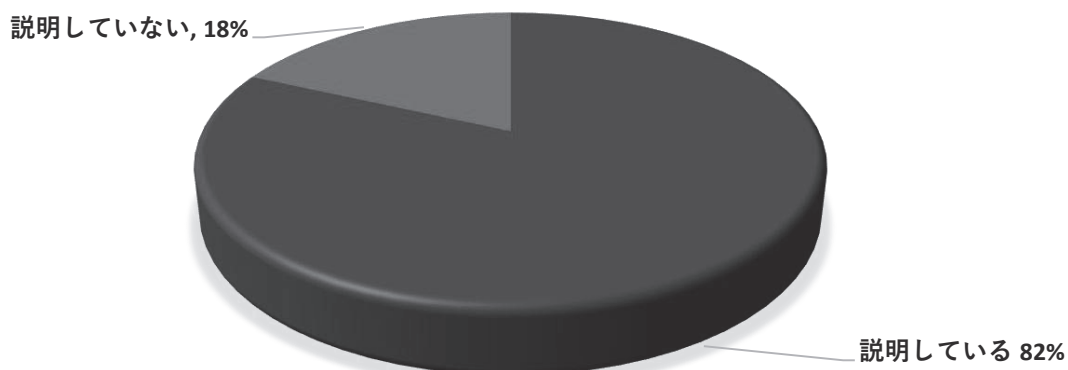
タイヤ脱着時（定期点検含む）における

増し締め周知方法

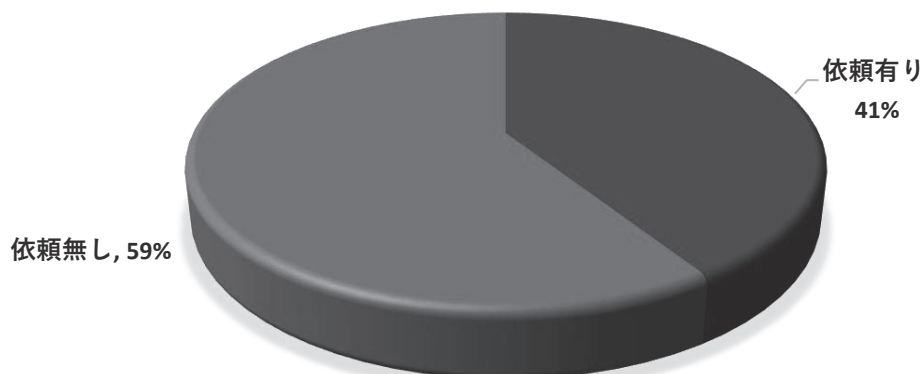


初めて入庫する車両（事業者）等への

増し締めの必要性等の説明

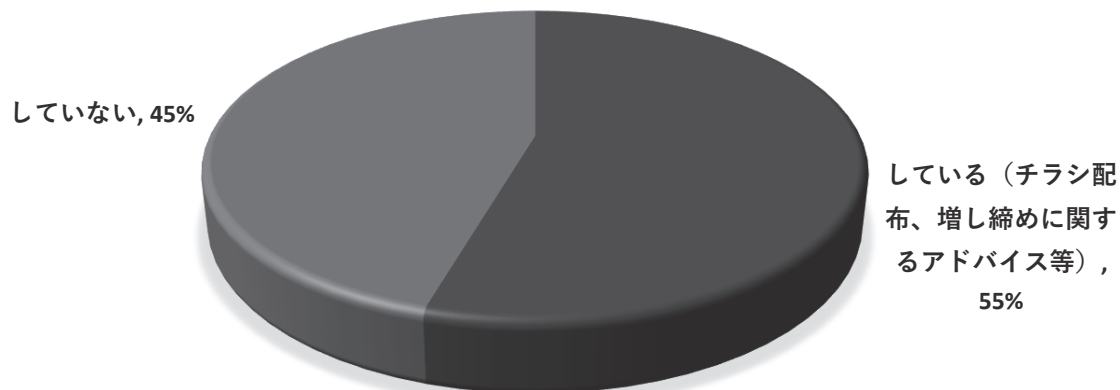


増し締め作業の依頼状況

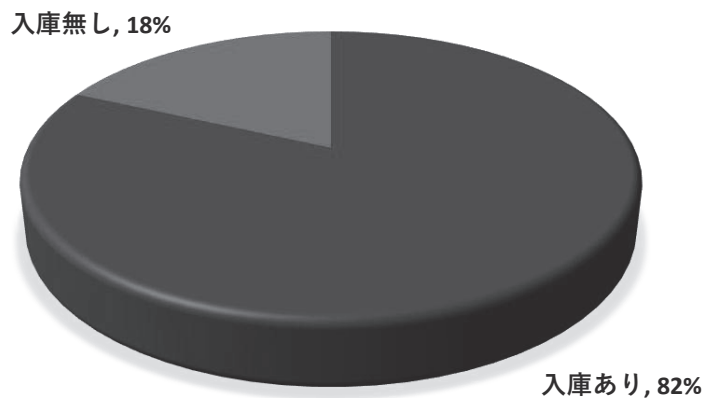


②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

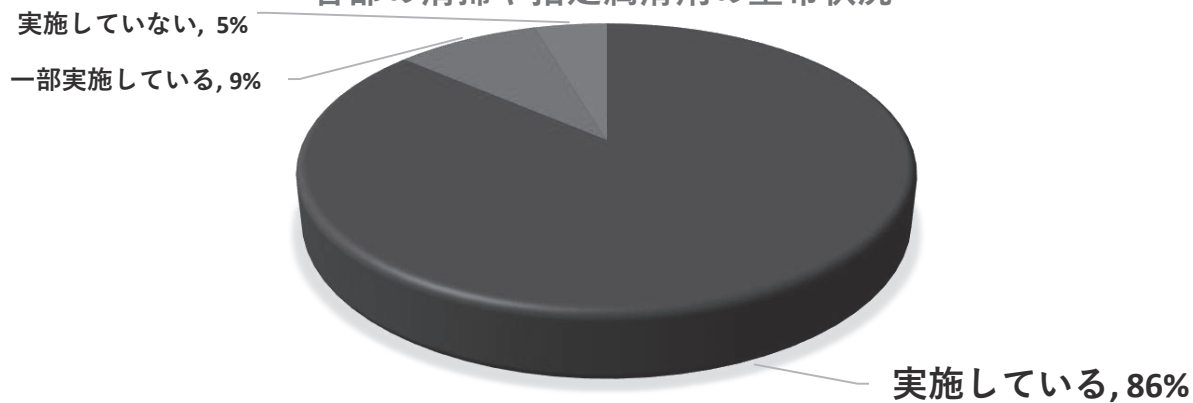
増し締め入庫の促進



著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況



ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況



②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

ヒアリング結果 管内計：70事業場

- 増し締め作業の依頼は44%（昨年度：40%）で依頼があった。
- 増し締めの入庫促進をしている事業場は64%（昨年度：81%）
- ホイール・ボルト、ナットのネジ部 及び 各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況は、4%（昨年度：0%）の事業場で「実施していない」又は「一部実施していない」との回答があった。（きちんと塗布するよう指導済）

事業者の皆様へ

- ◆ 点検時及び車輪脱着作業時には、ホイール・ナットの脱落事故防止のため、以下の事項を徹底してください。
- ハブ、ホイール・ボルトのねじ部及びナット座面の清掃を行うとともに、ホイール・ボルトのねじ部にはエンジンオイルを適切に塗布すること。
- 錆や摩耗が著しいディスク・ホイール、回転がスムーズでないボルト、ナットは使用せず、必要に応じて交換するよう使用者等へ周知すること。特に、ホイール・ボルト及びナットが新品装着後4年以上経過している車両については重点的に確認すること。
- 増し締めの必要性について使用者等へ十分説明するとともに、点検整備記録簿への記載やチラシの配布等により周知を図ること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAm5YVi



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

<国土交通省YouTubeチャンネル動画一覧>

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順:10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順+作業主旨の解説:15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順:3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順+作業主旨の解説:5分程度

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>

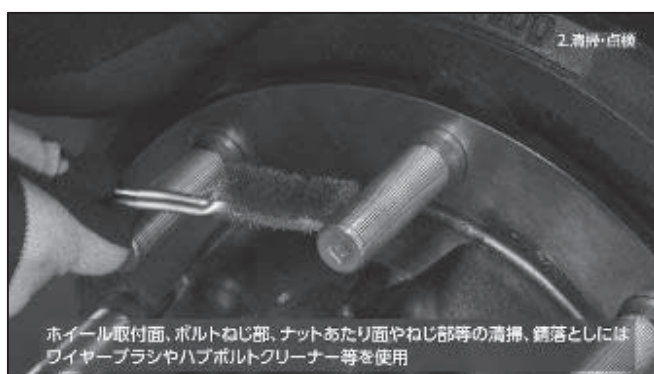


③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



5.ホイール・ナットの締め付け作業



6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、 インジケータの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

<ディスク・ホイール取り付け後の増し締め>



<日常点検>

1.目視での点検(ナットの緩み以外)



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



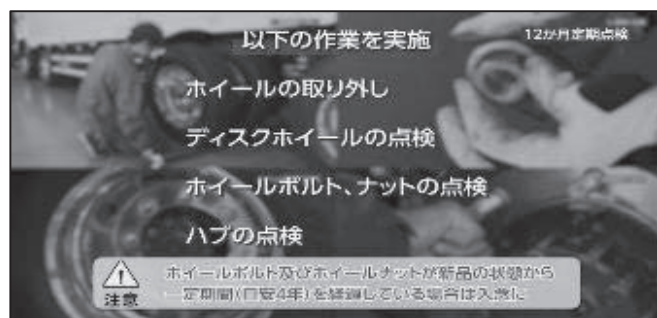
4.日常点検表の活用



<3か月定期点検>



<12か月定期点検>



国 自 整 第 8 7 号
令和 8 年 6 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

別添

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

新旧対照表		(下線部分は改正部分)	
新	旧		
国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 国自整第87号 改正 令和8年6月25日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. (3) に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 (略)	国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. (3) に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 (略)		

2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。</u><u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u> (2) (1) の期間内において、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車</u>が継続検査等により有効期間の更新をした場合又は<u>当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したもの</u>とみなす。 (3) ～ (6) (略) 別添 (略)	2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。</u><u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u> (2) (1) の期間内において、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車</u>が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、<u>年次検査を実施したものとみなす。</u> (3) ～ (6) (略) 別添 (略)
--	--

国自整第283号
令和6年3月29日
国自整第55号
令和8年6月1日
国自整第87号
改正 令和8年6月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

（1）法人タクシー事業者は、自家用自動車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

①運行前点検（1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）

・自動車点検基準別表第1

②中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。

③年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）

・自動車点検基準別表第3の「12か月ごと項目」

④開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に実施すること

なお、自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。

- (2)(1)②の規定にかかわらず、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる。
- (3)(1)に基づき中間点検、年次点検を自動車特定整備事業者に依頼をする場合には、その旨を書面等により行うこと。
- (4)法人タクシー事業者は、自家用自動車について(1)の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録(点検整備記録簿の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

2. 年次検査

- (1)法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査(以下「継続検査等」という。)に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)に適合することの確認(以下「年次検査」という。)を受けること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
- (2)(1)の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が続検査等により有効期間の更新をした場合又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したものとみなす。
- (3)(1)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- (4)年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (5)年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。
- (6)法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録(検査結果の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

別添 1. (2) が該当する自動車の中間点検項目

点検箇所		
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの利き具合
	リザーバ・タンク	液量
走行装置	ホイール	(※1) タイヤの状態
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷
	エア・サスペンション	エア漏れ
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
		作用
		液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量
	デファレンシャル	(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1)(※2) 点火プラグの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態
原動機	本体	低速及び加速の状態
		排気の色
	潤滑装置	油漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
		(※3) ガス容器及びガス容器付属品の損傷
車枠及び車体		緩み及び損傷

- ① (※1) 印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

令和8年6月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け、国自整第283号。）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付け、国自整第49号。）」（以下単に「両通達」という。）において定めたところ。

両通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車又は旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく検査（以下「継続検査」という。）に加えて両通達に基づく年次検査（以下単に「年次検査」という。）を行い、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、両通達2.（3）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

ついては、指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱いを別添のとおり定めたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、適切かつ円滑な年次検査の実施について指導されたい。

指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い

- (1) 年次検査は、道路運送車両法第 94 条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて点検及び必要な整備並びに検査を行うこととする。この場合において、同条第1項中「国土交通省令で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 6 条第 1 項第 1 号の基準により点検し」と、「保安基準適合証及び保安基準適合標章(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第 69 条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるものは、「年次検査合格証」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。なお、年次検査合格証の交付については、依頼者に電子メールにより送付等することができることとする。
- (2) 年次検査合格証の様式は、別紙様式とする。
- (3) 指定自動車整備事業者は、年次検査を行った場合、道路運送車両法第 94 条の6(第1項第5号を除く)の規定に準じ、指定整備記録簿に当該年次検査に関する事項を記載し、その記載の日から2年間保存すること。この場合において、指定整備記録簿の備考欄に年次検査である旨を記載することとする。
- (4) その他の年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱い等については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第 353 号)」別添 1(第 3 及び第4に限る。)、別添3(第3、第4及び第5に限る。))及び別添6(第2に限る。))並びに「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成 18 年3月2日付け、国自整第 126 号)」に準じるものとする。
- (5) 道路運送車両法第 94 条の8第 1 項の規定による行政処分を受け、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の期間においては、当該事業場において年次検査を行うことはできないこととする。

以上

指定自動車整備事業者における 年次検査について

令和8年6月
物流・自動車局
自動車整備課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

年次検査について



年次検査とは

- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、**有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。**
- ◆ 年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会で実施されるほか、**指定自動車整備事業者も実施**できます。

自家用車活用事業とは

- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

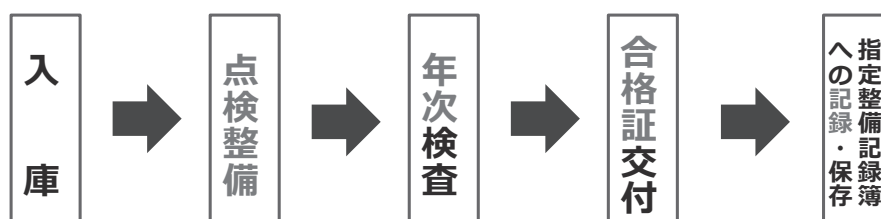
指定自動車整備事業者における年次検査のフロー

◆ 継続検査と同様の流れで、年次検査を行います。

◆ 年次検査の内容は、継続検査と同じです。

※ただし、依頼者に交付するものが異なります。

※指定整備記録簿に年次検査の記録を行ってください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

継続検査との違い

◆ 点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。

◆ 検査に合格すれば、年次検査合格証を交付してください。

◆ 指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。



FAQ①

- Q. 年次検査の実施には、事前に届出等の手続きが必要ですか。
- A. 指定自動車整備事業者であれば、必要ありません。
- Q. 年次検査は指定をされていない認証工場でもできますか。
- A. 指定工場のみが実施できます。認証工場は点検整備を行い、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会にて年次検査を受けることは可能です。
- Q. 年次検査は自動車検査員以外の者が実施できますか。
- A. 自動車検査員のみが年次検査を実施できます。
- Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。
- A. 指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。

FAQ②

- Q. 検査前の点検項目はどれですか。
- A. タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）、シビアコンディション、特殊な構造及び装置に関する点検となります。
- Q. 年次検査に伴い行う点検整備は指定整備の扱いになりますか。
- A. 年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは法的な位置づけが異なりますが、その実施方法等は指定整備に準じて行う必要があります。
- Q. 年次検査の料金はどのように設定するのですか。
- A. 工数などから各社で適正な料金を設定してください。
また、事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとにならないように注意してください。

FAQ③

- Q. 年次検査の車両がO B D検査対象の場合は、O B D検査を実施するのですか。
- A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてO B D検査モードで検査します。
- Q. 年次検査に合格しなかった場合はどうするのですか。
- A. 継続検査と同様に基準不適合箇所を整備し、再度年次検査を行ってください。
- Q. 年次検査に係る指定整備記録簿の保存期間は何年ですか。
- A. 指定整備記録簿と同じ2年間です。

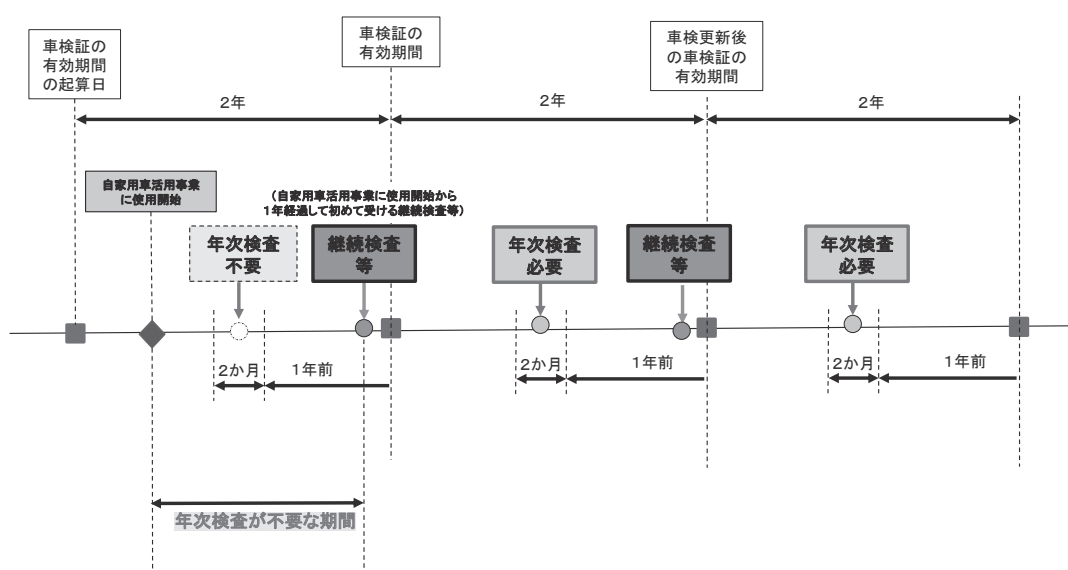
FAQ④

- Q. 自社の業務システムが、年次検査に対応していないので指定整備記録簿が保存できません。
- A. 紙での保存でも構いません。
- Q. 年次検査合格証は紙で交付するのですか。
- A. 紙の合格証を交付するほか、PDF化したものを電子メールで送付すること等の電磁的方法で送信することも可能です。
- Q. 年次検査合格証はどのように用意するのですか。
- A. 国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載していますので、ご活用ください。
- Q. 年次検査合格証には何を記載するのですか。
- A. 様式を定めていますので、その様式の項目を埋めてください

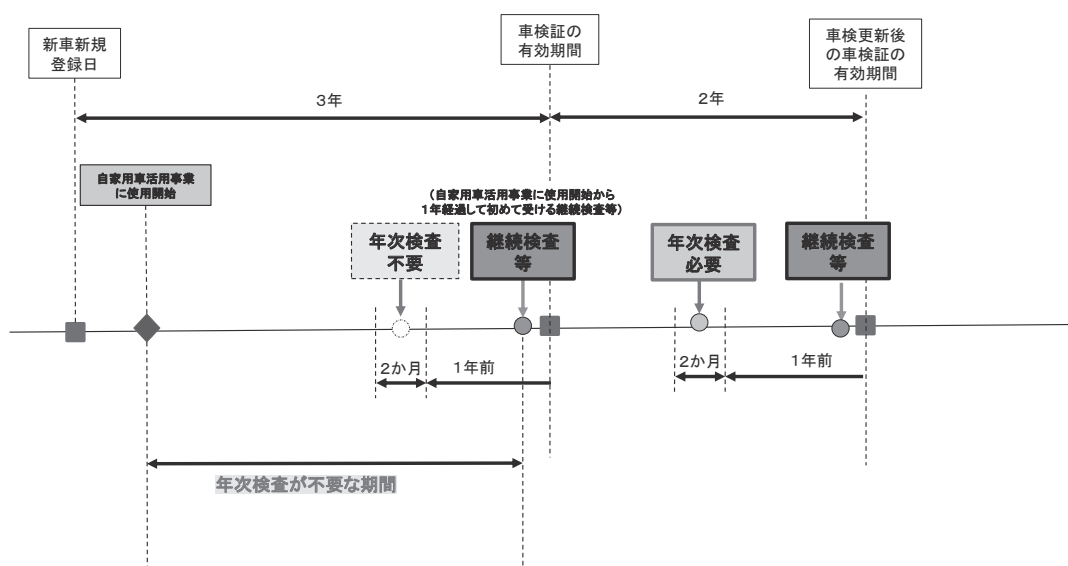
FAQ⑤

- Q. 年次検査において違反をした場合の処分はどうなりますか。
- A. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け、国自整第126号）に準じて扱われます。
- Q. 年次検査合格証は、だれに交付するのか。
- A. 年次検査合格証は依頼者に交付してください。
- Q. 法人タクシー事業者から年次検査合格証だけほしいと依頼があったが、点検整備や検査をせずに交付して良いか。
- A. 交付できません。
- Q. 自家用車活用事業の用に供する自家用車に係る年次検査の時期について、教えてほしい。
- A. 次のページに自家用車活用事業に使用開始する時期ごとに図に示していますので、参考にしてください。

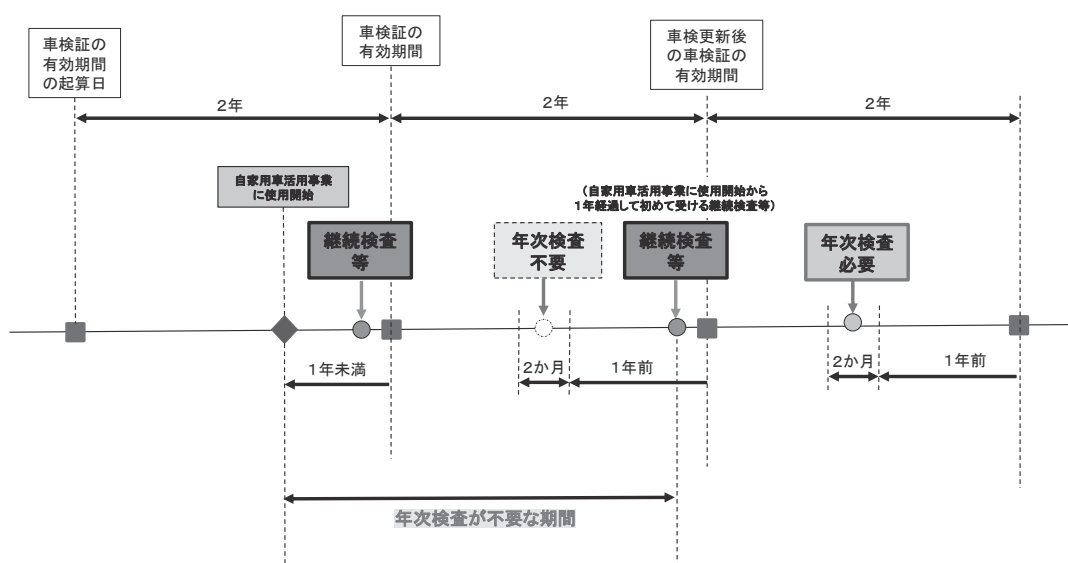
自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超①



自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超②



自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年未満



点検又は整備料金に関する遵守事項について

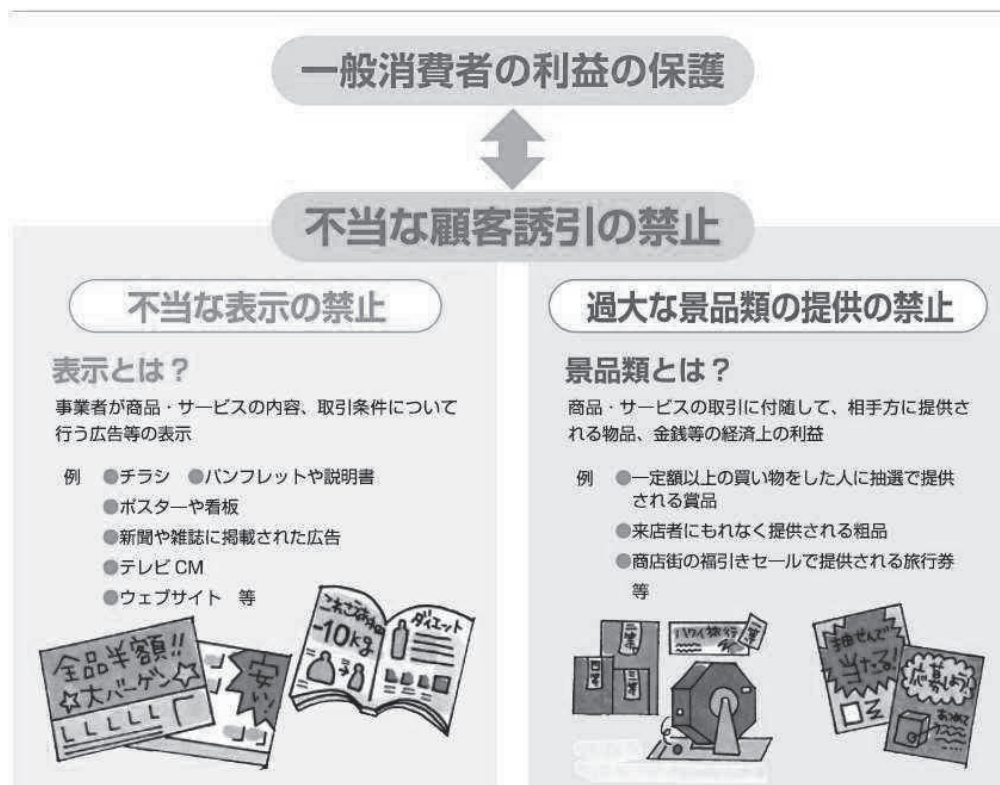
自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ

(参考)



(出典：よくわかる景品表示法と公正競争規約 消費者庁)

令和7年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
福島	令和7年12月	保安基準適合証の交付停止 20日	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。

令和7年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城	令和7年10月	自動車特定整備事業の停止 15日間	・特定整備記録簿の虚偽記載 ・特定整備記録簿の一部記載漏れ ・故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

令和 8 年 9 月 1 日
東 北 運 輸 局

不正車検を行った自動車整備事業者の認証及び指定の取消処分

福島県内の自動車整備事業者に対し監査を実施したところ、ペーパー車検^{*1}での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、以下のとおり、指定自動車整備事業の指定及び自動車特定整備事業の認証を取り消す行政処分を行いました。

1. 指定自動車整備事業者

(1) 事業者及び事業場の名称

事業者名：有限会社斎藤輪業商会（福島県福島市）

事業場名：有限会社斎藤輪業自動車整備工場（福島県福島市）

(2) 行政処分の内容（取消年月日 令和 8 年 9 月 1 日）

自動車特定整備事業^{*2}の認証の取消し

指定自動車整備事業^{*3}の指定の取消し

自動車検査員^{*4}の解任命令

(3) 法令違反の主な内容

ペーパー車検（13台）

（道路運送車両法第94条の5 違反）

故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した（37台）

（道路運送車両法第94条の5第1項 違反）

2. 自動車特定整備事業者

(1) 事業者及び事業場の名称

事業者名：合同会社ガレージ商事（福島県伊達郡川俣町）

事業場名：合同会社ガレージ商事（福島県伊達郡川俣町）

(2) 行政処分の内容（取消年月日 令和 8 年 9 月 1 日）

自動車特定整備事業の認証の取消し

(3) 法令違反の主な内容

違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助

（道路運送車両法第91条の3 違反）

【問合せ先】

東北運輸局 自動車技術安全部

整備・保安課 加藤、阿部

TEL：022-791-7534

【用語説明】

- ※1 「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為です。
- ※2 「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければなりません。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業です。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わず車検手続が行えます。
- ※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続を行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（事業の停止等）

第九十三条 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

- （一）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- （二）～（三）は省略

（保安基準適合証の交付の停止等）

第九十四条の八 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

- （一）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- （二）～（五）は省略

（自動車検査員）

第九十四条の四 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

二～三は省略

四 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。

五は省略

平成29年1月以降に製作された自動車に装着する
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
その性能を損なわないよう、

取付方法等に関する要件が変わります

【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

(1) 鏡体部及びその支持部により構成される装置

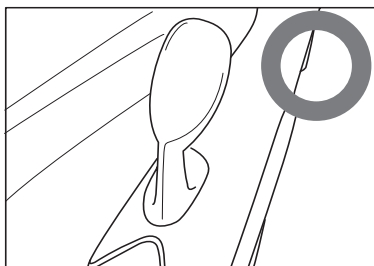
溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

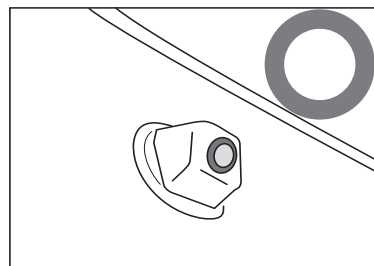
(2) カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

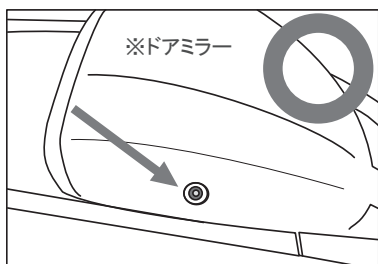
適合する事例



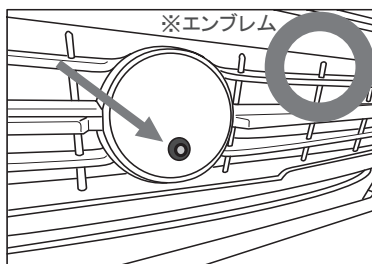
ボルト・ナット取付のミラー



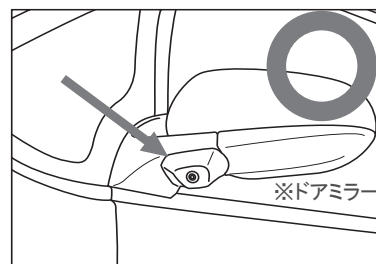
配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

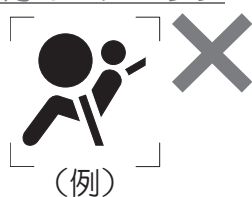
異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようお願いいたします。

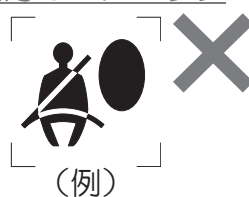
■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

① 前方のエアバッグ



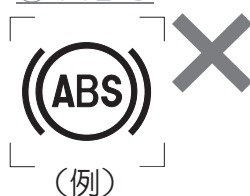
② 側方のエアバッグ



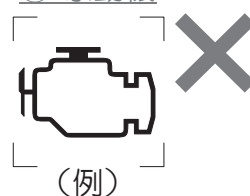
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

回転部分の突出禁止規定 及び排気管の開口方向規定 の改正について

このたび、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部が改正され、

① 回転部分の突出禁止規定の見直し

② 排気管の開口方向要件の廃止

が行われました。

これらについては、平成29年6月22日以降、自動車の製作された日を問わず適用されますのでお知らせします。

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

■回転部分の突出禁止規定

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

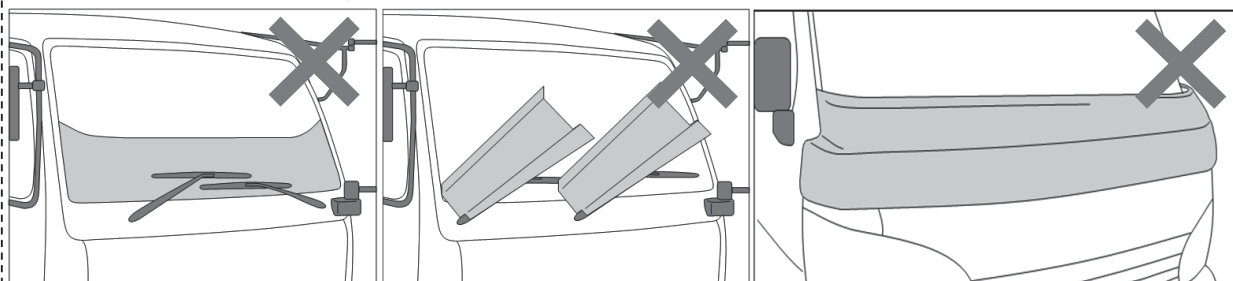
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例

- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板

※ワイパー羽

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

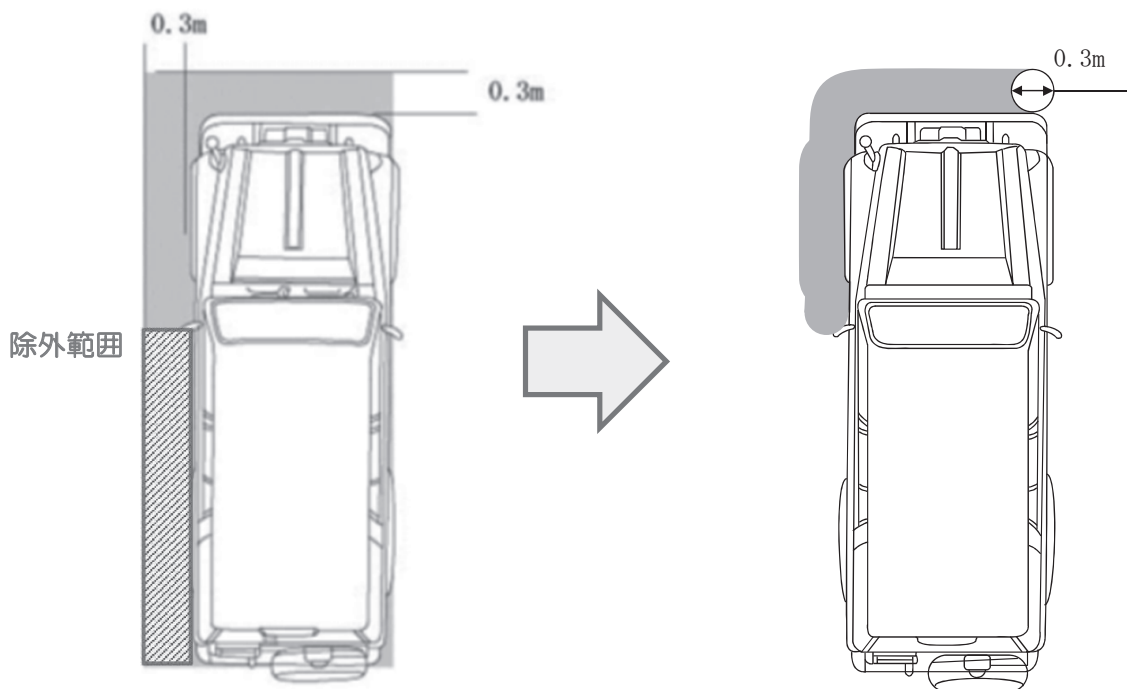
揭示期限 令和3年2月4日

直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります

令和5年9月1日から、乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車について、直前及び側方の視界にかかる基準が以下のとおり変更になります。

◆視認により確認する場合の範囲が変更

車室外に備えられた7-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。



◆検知装置（ソナー等）の使用が可能

検知装置を使用する場合は、UN R166に適合するものでなければなりません。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和6年8月31日

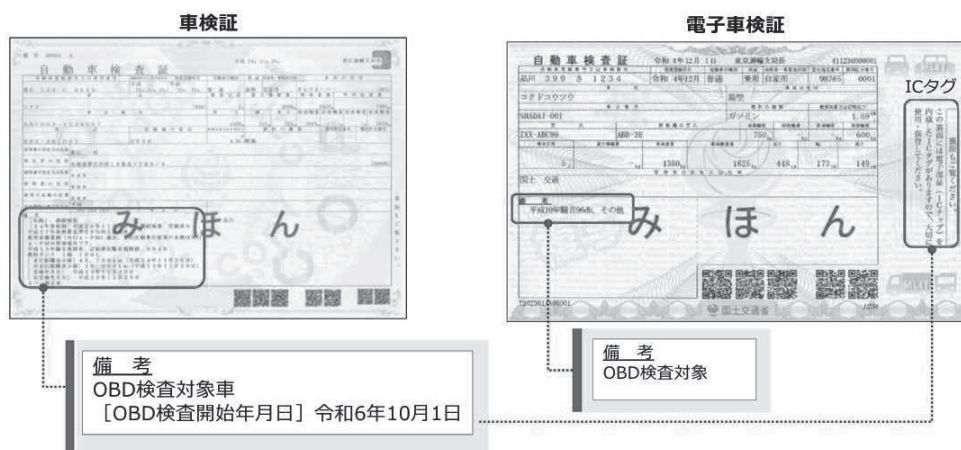
OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が追加されます。

つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

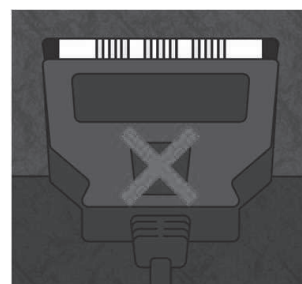
自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車



2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお願いいたします。



改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、令和8年10月1日から適用することとしましたのでお知らせします。

- 同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。
- 改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

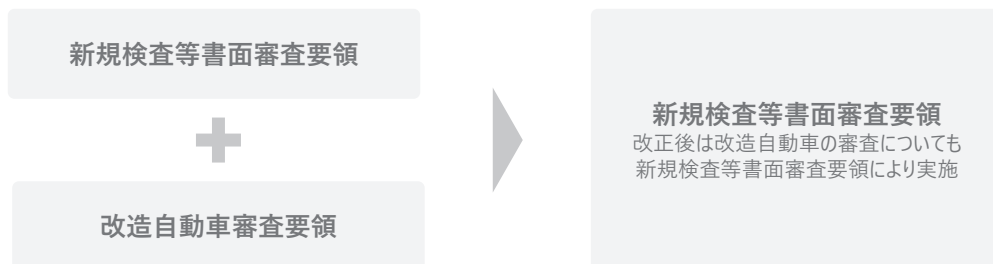
次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするるとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。



※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

「改造自動車届出制度の見直し」 に関するよくある質問

（改造自動車の届出をされる方へ）

令和 8 年 8 月 31 日

（独）自動車技術総合機構

目 次

制度関係

- 問 1. 改造自動車届出制度を見直すことになった背景は如何に。
- 問 2. 改造自動車届出制度の見直しはどのような内容か。
- 問 3. なぜ、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合するのか。

審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）

- 問 4. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「同一の型式内に設定されている装置」とはどういうものか。
- 問 5. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むこととしている「自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆる OEM 車）」はどのような自動車を指しているのか。
- 問 6. 改造自動車の通称名が同一であれば、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に該当すると判断してよいか。
- 問 7. 並行輸入自動車であって、「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の場合（型式（一〇〇一）の場合）、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「指定自動車等」に含まれるのか。
- 問 8. 同一の型式内に設定されている動力伝達装置の改造（トランスミッションの変更）を行う自動車であって、プロペラシャフトを変更せず、短縮加工した場合は、どのように扱うのか。
- 問 9. 原動機及び動力伝達装置の変更（改造）をした場合、どのように扱うのか。

審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）

- 問 10. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤の「一般に流通している自動車部品」はどのように確認することを想定しているのか。
- 問 11. いわゆる純正部品でも、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。
- 問 12. インターネットで購入できる部品は、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。
- 問 13. 緩衝装置の方式変更が伴う場合でも、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤に該当するか。

審査関係（同一の型式内に設定されている装置及び一般に流通している自動車部品として判断する場合）

- 問 14. 例えば、サスペンションアームの変更にあたって、アーム類の切断や延長等の加工は行わないが、車体取付側のブラケット等の位置を変更する場合、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤の「取付方法等を変更することなく用いたもの」に該当するのか。

審査関係（確認方法等）

- 問 15. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する

かどうかについては、どのような書類が必要になるのか。

改造自動車審査結果通知書等関係

問 16. 令和 8 年 9 月 30 日以前に複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた場合、令和 8 年 10 月 1 日以降はどのようなになるのか。

問 17. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造を行った自動車について、令和 8 年 9 月 30 日以前に改造自動車届出書等を提出したが令和 8 年 9 月 30 日までに改造自動車審査結果通知書等の交付等（決裁）がされていない場合は、令和 8 年 10 月 1 日以降どのようなになるのか。

問 18. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車であって、令和 8 年 10 月 1 日以降、改造自動車審査結果通知書等の交付が行われないが、指定整備工場ではどのように改造内容を確認するのか。

その他

問 19. 改造自動車審査要領が新規検査等書類審査要領と統合したことで、令和 8 年 10 月 1 日以降、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、届出書等の提出先は変わるのか。

問 20. 令和 8 年 10 月 1 日以降もこれまで同様に審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、自動車検査証の型式に「改」は付されるか。

問 21. 令和 8 年 9 月 30 日以前に自動車検査証の型式に「改」が付されている自動車であって、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造内容の場合には、令和 8 年 10 月 1 日以降、自動車検査証の型式に「改」を削除したい場合はどうすればよいか。

[制度関係]

問 1. 改造自動車届出制度を見直すことになった背景は如何に。

(回答)

改造自動車届出制度は、改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的としたものですが、近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応していくとともに、昨今のデジタル化推進に伴い届出手続きの効率化を図っていく必要があるところです。

また、自動車機構における自動車の構造・装置の変更等に伴う事前書面審査制度は「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」が存在し、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があったことから、これらの課題を解消すべく、改造自動車審査要領を新規検査等書面審査要領に統合し、オンライン届出を可能とする等、届出手续の効率化を図るものです。

[制度関係]

問 2. 改造自動車届出制度の見直しはどのような内容か。

(回答)

主な見直し項目は以下のとおりです。

- ① 届出対象範囲の見直し(同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものなどを改造自動車の届出対象から除外)
- ② 新規検査等届出制度と統合し、オンライン届出が可能
- ③ 届出先は新規検査等を受検する事務所等に限定(代表届出を除く。)
- ④ 改造自動車審査結果通知書等の交付の廃止 等

[制度関係]

問 3. なぜ、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合するのか。

(回答)

改造自動車届出制度及び新規検査等届出制度は、いずれも自動車の構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分の基準適合性を確認する目的のものですが、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があったことから、これらの課題を解消すべく、改造自動車審査要領を新規検査等書面審査要領に統合し、昨今のデジタル化推進に伴い届出手续の効率化を図るため、オンライン届出を可能としたものです。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 4. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「同一の型式内に設定されている装置」とはどういうものか。

（回答）

改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一の装置を有するものをいいます。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 5. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むこととしている「自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆる OEM 車）」はどのような自動車を指しているのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むことと整理した自動車には、型式が異なるものの、改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一の装置を有する自動車を指します。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 6. 改造自動車の通称名が同一であれば、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に該当すると判断してよいか。

（回答）

通称名が同一の自動車に限るものではなく、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むことと整理した自動車は、通称名が同一であって、改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一の装置を有する自動車をいいます。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 7. 並行輸入自動車であって、「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の場合（型式（－〇〇－）の場合）、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「指定自動車等」に含まれるのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「指定自動車等」には並行輸入自動車は含まれません。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 8. 同一の型式内に設定されている動力伝達装置の改造（トランスミッションの変更）を行う自動車であって、プロペラシャフトを変更せず、短縮加工した場合は、どのように扱うのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④は、指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を取付方法等を変更することなく用いたものを対象とする規定であるため、短縮加工をした場合は、同規定④には該当せず、別添 2 別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 9. 原動機及び動力伝達装置の変更（改造）をした場合、どのように扱うのか。

（回答）

それぞれの装置について次のとおり判断します。

- 原動機の変更（改造）については、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。
- 動力伝達装置の変更（改造）については、別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④は、指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を取付方法等を変更することなく用いたものは対象となるが、同 3.2.（5）④の対象とならない場合であって別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 10. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領） 3.2.（5）⑤の「一般に流通している自動車部品」はどのように確認することを想定しているのか。

（回答）

「指定部品」の取扱いと同様に、必要に応じてカタログ等を確認し、当該自動車部品を製作した者が特定できるものを想定しています。併せて当該自動車に取付けるために設計・製作されたものかどうかについても特定する必要があります。

なお、審査事務規程 4-12-2(11)による資料の審査において、「自動車部品の製作を業とする者等により製作された一般に流通している自動車部品」と判断できないものが用いられている場合には、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

（審査事務規程抜粋）

4-12-2 審査に必要な書面 （11）自動車部品の由来の確認資料

受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 11. いわゆる自動車メーカー純正部品でも、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤は、乗車定員が 9 人以下の乗用自動車又は車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車^{（*）}の改造であって、いわゆる自動車メーカー純正部品となる自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたものが該当します。

* 「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 12. インターネットで購入できる部品は、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。

（回答）

インターネットで購入できる部品すべてが「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当すると判断できないため、個々の装置について審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤に該当するかどうか判断します。

なお、「自動車部品の製作を業とする者等により製作された一般に流通している自動車部品」と判断できないものが用いられている場合には、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 13. 緩衝装置の方式変更が伴う場合でも、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤に該当するか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤は、緩衝方式の変更は問わず、乗車定員が 9 人以下の乗用自動車又は車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車^{（*）}の改造であって、自動車部品の製作を業とする者等により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたものが該当します。

* 「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置及び一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 14. 例えば、サスペンションアームの変更にあって、アーム類の切断や延長等の加工は行わないが、車体取付側のブラケット等の位置を変更する場合、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤の「取付方法等を変更することなく用いたもの」に該当するのか。

（回答）

自動車部品の本体だけでなく、取付けられる側を含めて加工等を行わずに自動車部品の交換を行うものが該当するため、車体取付側のブラケット等の位置を変更する場合は、取付方法等を変更したものとして扱います。

[審査関係（確認方法等）]

問 15. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当するかどうかについては、どのような書類が必要になるのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当するかどうかについて、次に掲げる内容等を判断材料として必要となる書類は、カタログ、部品番号、寸法、刻印、ラベル等の自動車部品に関する情報、諸元表等の自動車の仕様に関する情報、いわゆるパーツリスト、カタログの図面等の取付状態に関する情報等を想定しています。

（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合（動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。））

- ・改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一か
- ・改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一型式外（同一の型式内に含まれると整理される自動車に限る。）に設定されている装置と同一か
- ・改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車の許容限度が明確な場合であって、当該改造を行う自動車と同一又は大きい許容限度が設定されている類別区分番号の自動車に設定されている装置か
- ・改造する自動車部品が、取付方法等を変更することなく用いられているか

（一般に流通している自動車部品として判断する場合（緩衝装置の改造に限る。））

- ・改造する自動車部品が、自動車部品等の製作を業とする者により製作されたものか
- ・改造する自動車部品が、一般に流通している自動車部品か
- ・改造する自動車部品が、当該自動車に取付けるために設計・製作されたものか
- ・改造する自動車部品が、取付方法等を変更することなく用いられているか

[改造自動車審査結果通知書等関係]

問 16. 令和 8 年 9 月 30 日以前に複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた場合、令和 8 年 10 月 1 日以降はどのようなになるのか。

（回答）

改造自動車審査結果通知書等が提示された場合には、審査事務規程第 72 次改正前（令和 8 年 3 月 25 日付け規程第 37 号）による改正前の改造自動車の取扱いに係る規定によることができます。（これまで同様、改造自動車審査結果通知書等を有効なものとして扱います。）

[改造自動車審査結果通知書等関係]

問 17. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造を行った自動車について、令和 8 年 9 月 30 日以前に改造自動車届出書等を提出したが令和 8 年 9 月 30 日までに改造自動車審査結果通知書等の交付等（決裁）がされていない場合は、令和 8 年 10 月 1 日以降どのようなになるのか。

（回答）

審査事務規程第 72 次改正前（令和 8 年 3 月 25 日付け規程第 37 号）附則第 1 項において、「改造自動車の取扱いに係る規定については令和 8 年 10 月 1 日から施行する。」と規定していることから、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）による扱いとなります。

[改造自動車審査結果通知書等関係]

問 18. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車であって、令和 8 年 10 月 1 日以降、改造自動車審査結果通知書等の交付が行われないが、指定整備工場ではどのように改造内容を確認するのか。

（回答）

指定整備工場にあっては、これまでどおり、使用者若しくは改造を行った者に改造内容の確認を行っていただき、判断してください。

なお、改造内容確認できない場合又は改造内容が明確でない場合には、持込検査をご検討ください。

[その他]

問 19. 改造自動車審査要領が新規検査等書類審査要領と統合したことで、令和 8 年 10 月 1 日以降、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、届出書等の提出先は変わるのか。

（回答）

改造内容にかかわらず、届出書等は新規検査等を受検する事務所等に提出し、代表届出の場合は地方検査部又は沖縄事務所に提出することになります。

[その他]

問 20. 令和 8 年 10 月 1 日以降もこれまで同様に審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、自動車検査証の型式に「改」は付されるか。

（回答）

これまで同様に、自動車検査証の型式に「改」を付することになります。

[その他]

問 21. 令和 8 年 9 月 30 日以前に自動車検査証の型式に「改」が付されている自動車であって、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造内容の場合には、令和 8 年 10 月 1 日以降、自動車検査証の型式に「改」を削除したい場合はどうすればよいか。

（回答）

審査事務規程 4-19（自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査）に基づき、審査を実施します。

この場合にあっては、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当するかどうか確認することになります。

自動車技術総合機構からのお知らせ

年次検査事務取扱規程の制定について

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する必要な事項を独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付け規程第34号）として新たに決めました。

- 独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付規程第34号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5i000000047l.pdf>

- 年次検査に係るFAQはこちら

<https://www.naltec.go.jp/faq/hbh5ss0000000rkv-att/a1783504282259.pdf>

- 自家用車活用事業に関する情報はこちら（※国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html

本件についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 （TEL:03-5363-3441）

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から適用することとしました**のでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、検査方法を「事前書面審査＋現車検査」から「**現車検査のみ**」に移行します。

○改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、届出手続きの効率化を図ります。

※試作車及び組立車の届出については、取扱いに変更ありません。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

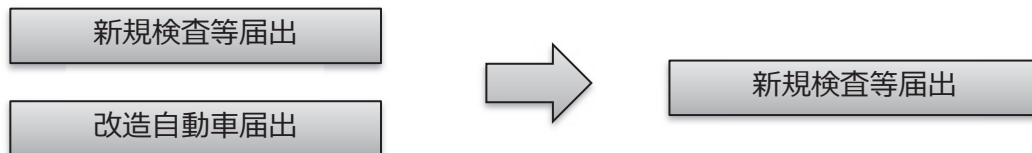
◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕

◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の書面審査についても準用する独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する事務所等（代表届出の場合にあっては主管事務所又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車等審査結果通知書の交付を廃止します。



試作車・組立車の様式変更について

試作車及び組立車（試作車及び組立車の改造を含む。）については、取扱いに変更ありませんが、**届出様式が変更になります**。令和8年10月1日からは新様式にて届出をお願いいたします。

様式のダウンロードはこちら→

※令和8年10月1日以降の試作車及び組立車の届出は新様式になります

<https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/etc/>



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

エアバッグリコールが未改修の場合
車検に通らない対象車が拡大されます!

メーカー (五十音順)	平成30年5月～ 対象車種	順次適用される対象車種数(2020年3月末現在) ※今後、対象車種が拡大する可能性があります		
		令和2年 5月～	令和4年 5月～	令和6年 5月～
アウディ		A3、A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3、DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ、レガシィ			
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレイル、フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ など11車種	3車種	54車種	70車種
フォルクスワーゲン		up!、Polo など18車種	13車種	6車種
ホンダ	フィット、アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー、アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350、ピアノ	1車種	



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization



ISUZU



SUBARU



TOYOTA



Volkswagen

HONDA



MAZDA



MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。

—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—



写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産自動車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対象になっていないか確認できるツールです。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

リコール作業は車検とは別にお受けいただけます 早急にご用命ください

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカー問合せ先とホームページURL

自動車メーカー（五十音順）	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
Groupe PSA Japan株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】 0120-92-2772 【ランドローバー】 0120-92-2992	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
株式会社SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】 0800-700-7700 【LEXUS】 0800-500-5577	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search http://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-919	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jsforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/mysevice/recall/search/index.html

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル

タカタ車検停止措置特設ホームページ

0570-062-115



http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html

国自審第1592号
令和8年9月10日

各関係団体代表者 殿（宛先は別添のとおり）

国土交通省 物流・自動車局
審査・リコール課長

補修用エアバッグ部品の使用に関する注意喚起について

標記の件につきまして、下記のとおり、補修用エアバッグ部品の使用に関する注意事項について了知いただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し、周知方お願いいたします。

記

今般、米国において、中国製補修用エアバッグインフレーター「DTN60DB」が、エアバッグ展開時に異常破裂し金属片が飛散したことによる乗員の死亡事故が11件（令和8年9月3日現在）発生していることが報告されています。

つきましては、エアバッグの交換修理において、

1. 出所が不明な補修用部品を使用しないこと
2. 補修用部品については、信頼できる供給元から調達すること
3. 「DTN60DB」と表示されたインフレーターを発見した場合は、使用・販売を控えること（確認方法は別紙のとおり）

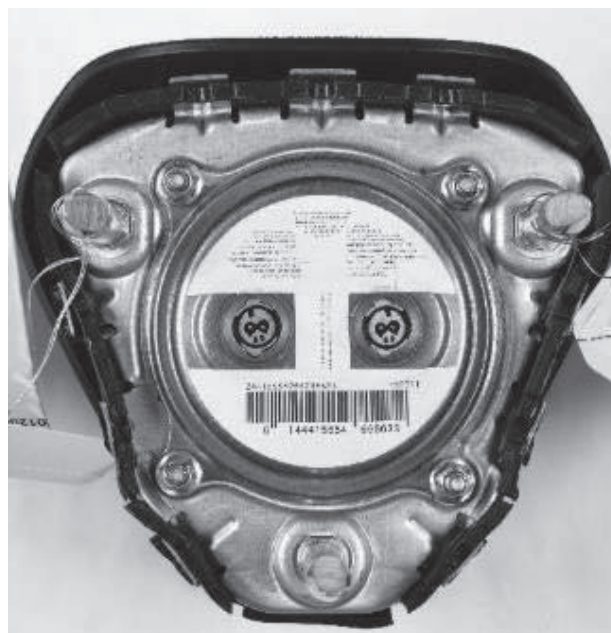
など、安全確保のための適切な対応をお願いします。

【参考：DTN60DB の識別方法】

1. インフレーターキャップの表面に「DTN60DB」と表示されているもの。
➤ マーキングまたはラベル表示例



2. インフレーター電気コネクタ側にはラベルが貼付されており、当該ラベルに「144415654 666631」または「144415654 666633」の数字を含むバーコードが記載されているもの
➤ バーコードの表示例（インフレーターがエアバッグモジュールに組み込まれた状態でも視認可能）



出典：米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）

【宛先】

一般社団法人日本自動車工業会
日本自動車輸入組合
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
日本自動車整備商工組合連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会
全国自動車電装品整備商工組合連合会
全国自動車整備協業協同組合協議会
BSサミット事業協同組合
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人自動車用品小売業協会
全日本自動車部品卸商協同組合



山形県自動車税納税状況Web確認システム

山形県自動車税納税状況Web確認システムとは

車検の際、自動車税種別割（山形県税に限る）の納税証明書の提示を省略できるかを、簡単に確認できるシステムです。

山形県のナンバー（山形・庄内）の普通自動車について、パソコンやスマートフォン等からいつでも・どこでもご確認いただけます。

システムの利用について

【山形県自動車税納税状況Web確認システムの専用サイト】

こちら（外部サイトヘリンク）からアクセスしてください（<https://yamagata-kakunin.ycis.jp>）

【ご利用の流れ】

- ①以下のものをご用意ください。
 - ・ご連絡可能な電話番号
 - ・車検証（自動車の登録番号と車台番号を利用します）
- ②専用サイトにアクセスし、「ご利用上の注意」をお読みいただいた後、電話番号を入力してログインします。
- ③画面にしたがって必要項目を入力し、「照会」を押すと、状況をご確認いただけます。

【照会結果のイメージ】

表示例	表示例の意味
○	車検の際に納税証明書の提示を省略できます
×	車検の際に納税証明書の提示を省略できません
—	検索できません（入力誤り等が考えられます）

注意事項

- ・軽自動車については、このシステムで照会することはできません。お住まいの市町村にお尋ねください。
- ・県外ナンバーや県外から今年度転入してきた自動車については、このシステムで照会することはできません。転入元の都道府県にお尋ねください。
- ・税金の納付後、このシステムに納付状況が反映されるまでに2週間程度かかる場合がありますので、納付後すぐに車検を受ける場合は、紙媒体の納税証明書の提示が必要です。
- ・照会結果が「×」または「—」の場合でも、紙媒体の納税証明書を提出すれば車検の更新は可能です。

放置違反金を滞納した場合の車検拒否について

警察官及び駐車監視員
による確認標章の取付け



運転者出頭

運転者責任の追及
反則切符等処理

- 反則金を納付
- 公訴提起
- 家裁付審判

運転者が反則金を
納付しない場合

違反点数
駐停車禁止違反 3点
駐車禁止違反 2点

常習者
運転免許の停止等

運転者未出頭

使用者責任の追及

弁明の機会の付与

放置違反金の納付命令

放置違反金を納付

常習者
違反車両の
使用制限

放置違反金の額

			違反車両の種類		
			大中小型車	普通車	自動二輪車等
駐車違反の種別	駐停車禁止場所等 における放置駐車	高齢運転者等 専用場所等	27,000円	20,000円	12,000円
		その他	25,000円	18,000円	10,000円
	駐車禁止場所等 における放置駐車	高齢運転者等 専用場所等	23,000円	17,000円	11,000円
		その他	21,000円	15,000円	9,000円
	時間制限駐車区間における 時間超過などの違反		12,000円	10,000円	6,000円

放置違反金を滞納した場合

督促・滞納処分
(差押え)

督促の期限までに
納付しなかった場合、
滞納処分による強制
徴収の対象となり、延
滞金も加算されます。

車 検 拒 否

放置違反金を滞納
して、督促を受けた場
合は、放置違反金の
納付を証明する書面
を提示しなければ車
検を完了することはで
きません。

電子車検証の注意事項について

電子車検証は、券面に記載された「記載事項」とＩＣタグに記録された「記録事項」を確認する必要がありますので、車検証閲覧アプリを使用して自動車検査証記録事項を印刷（又は表示）し、指定整備を実施してください。

※使用者の車検証入れ等に入っている自動車検査証記録事項が古かった場合、有効期間や使用者住所などの相違があるため、必ず確認すること。

また、備考欄に記載された情報は省略化されているため、記録事項を確認すること。

【電子車検証構成】

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報（A）のみの記載となります。その他の車検証情報は IC タグ（B）に格納されます。IC タグに格納された情報は、汎用の IC カードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。

二次元コード（C）は券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。

※車検証閲覧アプリの読み込みに二次元コードを使うことは出来ません。(IC タグを読み取る必要があります。)



(1) 自動車検査証の有効・無効について

【自動車検査証（紙）】

汚損、棄損、破損があるもの ※基本的には、全ての記載が確認できなければいけません。	× 無効
--	------

【電子車検証】

券面記載に汚損、棄損、破損があるもの	× 無効
ＩＣタグが破損している物 ※券面記載が確認できてもICが破損しているものは無効です。	× 無効
自動車検査証記録事項がないもの ※自動車検査証記録事項は最新のを「車検証閲覧アプリ」を使用して確認してください。	○ 有効

注意！！

車検証・電子車検証が無効なものでは、車検ができません！！

その場合は、まず、車検証の再交付が必要です！！

(2) 指定整備における同一性の確認について

同一性の確認は、①自動車検査証の記載事項若しくは②登録識別情報等通知書又は③自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行う。それ以外は不可

※継続検査の場合は①自動車検査証

※中古新規の場合は②登録識別情報等通知書又は③自動車検査証返納証明書

電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行う。

※電子車検証の場合、必ず「車検証閲覧アプリ」から最新の自動車検査証記録事項を出力し確認する必要がある。（手元にある自動車検査証記録事項が最新のものと限りません。）

(3) 指定記録簿の「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項と照合」欄について

自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された事項を記載する。

ロードインデックス表&計算例

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
(抜粋)

別表 4 (7-11 関係)

ロードインデックスに対応する負荷能力

ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)
0	45	51	195	101	825	151	3,450
1	46.2	52	200	102	850	152	3,550
2	47.5	53	206	103	875	153	3,650
3	48.7	54	212	104	900	154	3,750
4	50	55	218	105	925	155	3,875
5	51.5	56	224	106	950	156	4,000
6	53	57	230	107	975	157	4,125
7	54.5	58	236	108	1,000	158	4,250
8	56	59	243	109	1,030	159	4,375
9	58	60	250	110	1,060	160	4,500
10	60	61	257	111	1,090	161	4,625
11	61.5	62	265	112	1,120	162	4,750
12	63	63	272	113	1,150	163	4,875
13	65	64	280	114	1,180	164	5,000
14	67	65	290	115	1,215	165	5,150
15	69	66	300	116	1,250	166	5,300
16	71	67	307	117	1,285	167	5,450
17	73	68	315	118	1,320	168	5,600
18	75	69	325	119	1,360	169	5,800
19	77.5	70	335	120	1,400	170	6,000
20	80	71	345	121	1,450	171	6,150
21	82.5	72	355	122	1,500	172	6,300
22	85	73	365	123	1,550	173	6,500
23	87.5	74	375	124	1,600	174	6,700
24	90	75	387	125	1,650	175	6,900
25	92.5	76	400	126	1,700	176	7,100
26	95	77	412	127	1,750	177	7,300
27	97.5	78	425	128	1,800	178	7,500
28	100	79	437	129	1,850	179	7,750
29	103	80	450	130	1,900	180	8,000
30	106	81	462	131	1,950	181	8,250
31	109	82	475	132	2,000	182	8,500
32	112	83	487	133	2,060	183	8,750
33	115	84	500	134	2,120	184	9,000
34	118	85	515	135	2,180	185	9,250
35	121	86	530	136	2,240	186	9,500
36	125	87	545	137	2,300	187	9,750
37	128	88	560	138	2,360	188	10,000
38	132	89	580	139	2,430	189	10,300
39	136	90	600	140	2,500	190	10,600
40	140	91	615	141	2,575	191	10,900
41	145	92	630	142	2,650	192	11,200
42	150	93	650	143	2,725	193	11,500
43	155	94	670	144	2,800	194	11,800
44	160	95	690	145	2,900	195	12,150
45	165	96	710	146	3,000	196	12,500
46	170	97	730	147	3,075	197	12,850
47	175	98	750	148	3,150	198	13,200
48	180	99	775	149	3,250	199	13,600
49	185	100	800	150	3,350	200	14,000
50	190						

計 算 例 1

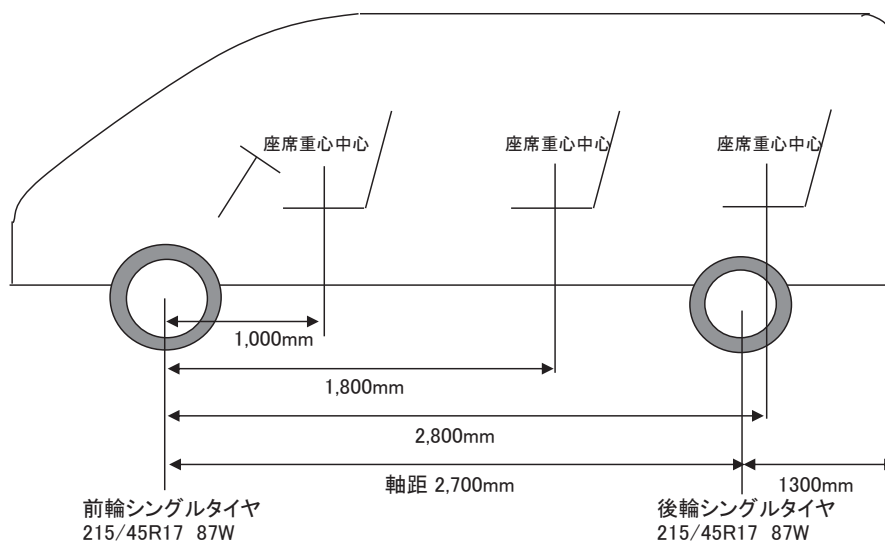


表1(諸元)

種別・用途		普通・乗用
車体の形状		ステーションワゴン
車両重量	前輪	1,080 kg
	後輪	910 kg
	和	1,990 kg

乗車定員	タイヤ許容荷重(L187)	545kg
	1列目	2人
	2列目	3人
	3列目	3人
	合計	8人

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		1,080 kg	910 kg	1,990 kg
乗車定員(1列目)	1,700 mm	70 kg	40 kg	110 kg
乗車定員(2列目)	900 mm	55 kg	110 kg	165 kg
乗車定員(3列目)	-100 mm	-5 kg	170 kg	165 kg
車両総重量		1,200 kg	1,230 kg	2,430 kg
積車時タイヤ負荷率		110 %	113 %	

・前後軸タイヤ荷重オーバー

計 算 例 2

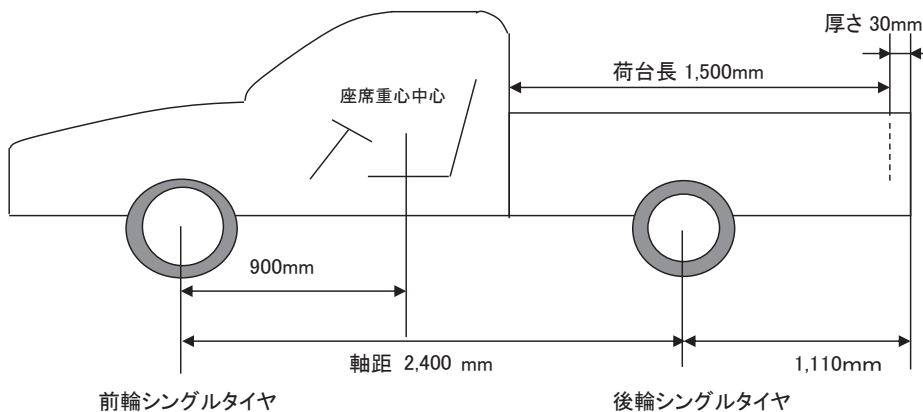


表1(諸元)

種別・用途	普通・貨物	タイヤサイズ	前輪・後輪	195/65R16 106/104
車体の形状	ボンネット	タイヤ許容荷重(1本あたり)		950 kg
車両重量	前軸	許容限度	前軸重	1,200 kg
	後軸		後軸重	2,200 kg
	和		車両総重量	3,400 kg
乗車定員	2人			
最大積載量	1,000 kg			

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		950 kg	850 kg	1,800 kg
乗車定員	1,500 mm	70 kg	40 kg	110 kg
最大積載量	-330 mm	-140 kg	1,140 kg	1,000 kg
車両総重量		880 kg	2,030 kg	2,910 kg
積車時タイヤ負荷率		46 %	107 %	

・後軸タイヤ荷重オーバー

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種			点検区分等	定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)
				3(別表3)	3(別表4)	6(別表5)	6(別表5の2)	1(別表6)	1(別表7)	初回	2回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型		○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽		○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上		○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	
		軽						○		2年	←	
	乗用二輪	軽						○		2年	←	貨物軽自動車運送事業者の軽貨物車
		小型							○	3年	2年	貨物軽自動車運送事業者の軽乗用車
	霊柩車	検査対象外軽自動車							○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		通常タイプ		○						2年	←	霊柩車
		定員11名以上		○						1年	←	霊柩車バス形状
		軽						○		2年	←	霊柩車
レンタカー	貨物	GVW8トン以上		○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	
		軽				○				2年	←	
	乗用	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車		○						1年	←	園児送迎車
		普通・小型				○				2年	1年	マイカー型
	二輪	軽				○				2年	←	
		三輪		○						2年	1年	
		小型					○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	特種	検査対象外軽自動車					○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		普通・小型		○						2年	1年	キャンピング車
		GVW8トン以上		○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚輸送車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	
	大特	軽				○				2年	←	ホイール・クレーン フォーク・リフト ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ
		GVW8トン以上		○						2年	1年	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン以上		○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	
	自家用自動車	検査対象外軽自動車		○						無	←	そり付き、カタビラ付軽自動車
	貨物	GVW8トン以上		○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満				○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年	
		軽						○		2年	←	
	乗用	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車(10人以下)				○				1年	←	園児送迎車(※大人換算10人)
		普通・小型		○8t以上				○8t未満		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
	二輪	軽						○		3年	2年	
		三輪				○				2年	←	
		小型							○	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	特種	検査対象外軽自動車							○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		普通・小型		○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、車いす移動車
		GVW8トン以上		○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満				○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年	
	大特	軽						○		2年	←	ホイール・クレーン フォーク・リフト ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ
		GVW8トン以上		○						2年	←	
		GVW8トン未満				○				2年	←	
		GVW8トン以上		○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満				○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年	
	大特	検査対象外軽自動車				○				無	←	そり付き、カタビラ付軽自動車

(注) GVW:車両総重量

認 証 届 出 様 式 ・ 添 付 書 類 一 覧 表

変更内容		使用様式	添付書類	提出期限
1	相続	2号様式	自動車特定整備事業相続人選定同意書 被相続人の戸籍謄本（改製原戸籍謄本・除籍謄本） 相続人の住民票	事 由 が 生 じ た 日 か ら 3 0 日 以 内
2	合併	2号様式	商業登記簿謄本	
3	分割	2号様式	商業登記簿謄本	
4	譲受	2号様式	譲渡証明書 法人：商業登記簿謄本 個人：住民票	
5	事業者名又は住所の変更	2号様式	法人：商業登記簿謄本 個人：住民票	
6	事業場の名称の変更	2号様式		
7	事業場の所在地の変更	2号様式	建築確認済証（写）又は土地の謄本	
8	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 （面積又は間口若しくは奥行の長さ）	2号様式		
9	役員の変更 ※上記変更内容と同時に届出する場合	2号様式	商業登記簿謄本	
10	役員の変更のみ	5号様式	商業登記簿謄本	
11	廃止	3号様式	認証書 認証看板	
12	整備主任者の選任・辞任	4号様式	分解整備のみ：整備士合格証（写） 電子制御を含む場合：1級整備士合格証（写） または整備主任者等資格取得講習修了書（写）	変更のあった日 から15日以内

※謄本及び住民票は発行後3カ月以内の原本に限る ※該当しない項目は記載を省略することができる